

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和 6 年

第 4 回東栄町議会定例会 会議録

(第 1 日)

令和 7 年 12 月 5 日 (木)

令和6年第4回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和6年12月5日(木) 開議 午前10時00分
散会 午後 2時12分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1番 岡田 浩二	2番 佐々木 一也
3番 浅尾 もと子	4番 櫻井 孝憲
5番 伊藤 真千子	6番 西谷 賢治
7番 村本 敏美	8番 加藤 彰男

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

1番 岡田 浩二	2番 佐々木 一也
3番 浅尾 もと子	4番 櫻井 孝憲
5番 伊藤 真千子	6番 西谷 賢治
7番 村本 敏美	8番 加藤 彰男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上 孝治	副町長	伊藤 克明
教育長	岡田 守		
総務課長	伊藤 太	会計管理者兼税務会計課長	藤田 智也
生活環境課長	伊藤 仁寿	福祉課長	亀山 和正
経済課長	佐々木 豊	建設課長	原田 経美
教育課長	青山 章	診療所事務長	高尾 公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤 寿基

令和6年第4回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 議案第53号 東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第54号 令和6年度一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 8 議案第55号 令和6年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第 9 議案第56号 令和6年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第57号 令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第58号 令和6年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第59号 令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 議案第60号 控訴の提起について
- 日程第14 報告第 7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから令和6年第4回東栄町議会定例会を開会致します。

ただいまの出席議員数は8名です。定足数に達していますので直ちに本日の会議を開きます。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程について議会運営委員長から報告致します。
議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤真千子君）

改めまして皆さんおはようございます。議会運営委員長の報告をさせていただきます。
令和6年第4回議会定例会第1回目の運営について、11月11日、11月28日及び12月4日に議会運営委員会を開催し審査した結果を報告させていただきます。日程第1会議録署名議員の指名、日程第2会期の決定は従来通りです。日程第3諸般の報告は議長より報告があります。日程第4行政報告、日程第5町長提出議案大綱説明は町長より報告と説明があります。続きまして議案審議については配布致しました審議一覧表のとおりです。議案53号から議案59号までの議案7件は委員会付託とします。議案60号は単独で上程し本日採決とします。その後報告第7号は報告して頂きます。以上、付議事件は議案8件、報告1件でございます。会議規則49条に基づき発言の際には議長の許可を得た後に発言を行って頂くこと、またマイクに向かってわかりやすく発言することをお願いします。なお一般質問ですが今回の質問者は7名であり、12月9日月曜日午前10時から行います。最後になりましたが、令和6年第4回東栄町議会定例会につきまして会期中の議会運営にご協力の程お願い致します。以上で終わります。

議長（加藤彰男君）

ただいま議会運営委員長から報告のありました日程で議事を進めますのでよろしくお願い致します。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

ただいまの議会運営委員長の報告についてお尋ねがございます。いま配られました議案審議一覧によりますと、今日上程される議案第60号控訴の提起についてという議案がですね本日採決というふうに書かれております。しかし昨日の議会運営委員会で皆さんで決めたのはですね、本日この議案を上程するということであって本日採決するということ決め

たということではなかったというふうに考えます。認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

いいですか。今の内容を変わって説明致します。委員会付託しないという意味でたぶん、表現したという理解をして頂きたいと思いますので。よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

本日採決するということを決めていないという点でいえばこの表記は誤りとなりますので、本日採決という 4 文字は削除してよいかどうかご検討ください。

議長（加藤彰男君）

はい、運営委員長。

5 番（伊藤真千子君）

議案上程してその後に他のものをやるということになっていますので、もしやるとなったら本日採決の可能性もあるのではないかと思います本日採決という文字を入れさせていただきました。

議長（加藤彰男君）

はい、浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

はい、ご答弁いただきました。本日採決する可能性があるという意味で本日採決することを決定するものではないというふうに理解致しましたのでお尋ねは以上でございます。

議長（加藤彰男君）

はい。それでは今の内容を含めて議会運営委員長からの報告として議事を進めますので宜しくお願い致します

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 123 条の規定により 2 番佐々木一也議員、5 番伊藤真千子議員の 2 名を指名致します。。

----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は本日12月5日から12月13日までの9日間としたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、会期はそうように決定いたしました

----- 諸般の報告 -----

議長（加藤彰男君）

日程第3、諸般の報告を行います。令和6年第3回定例会以降の行事等は配布してあります一覧表をお目通しください。次に地方自治法第235条2の規定により例月出納検査の結果について、令和6年度9月実施分、10月実施分、11月実施分の報告が出ておりいずれも適正であるとの検査結果でありました。検査結果の詳細について必要な方は事務局で保管しておりますので閲覧をしてください。最後に陳情等の関係は配布してあります陳情請願書一覧表の通りとなります。以上で諸般の報告を終わります。

----- 行政報告・町長提出議案大綱説明 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第4行政報告及び日程第5町長提出議案大綱説明を行います。町長から行政報告と本定例会に提案されております議案の大綱説明を求めます。

町長。

町長(村上孝治)

皆さん改めましておはようございます。本日令和6年第4回東栄町議会定例会を招集しましたところ皆様には、議員の皆様には公私にわたり大変お忙しい中ご参集を賜り厚く御礼申し上げます。少し風邪気味ですので声が枯れていますがすみませんがよろしくお願いいたします。師走を迎えまして慌ただしい時期に入って参りました。早いもので令和6年度も余すところひと月弱となっております。11月3日開催の東栄フェスティバルの花祭りを皮切りに各地区においても花祭りが始まっております。年内も残すところ1か所となっております。また日中は暖かい日もありますが日を追うごとに寒さも深まり、これから一段と寒さが厳しい時期を迎える時期になってまいります。皆様にもおかれましても穏やかな輝かしき新年をお迎えできますようくれぐれも健康面ご留意をして頂きたいと思います。またこの時期は暖房機器の使用や空気の乾燥に伴いまして火災のリスクが高まってまいります。東栄町も残念ながら火災が発生して、家屋火災が発生しておるというような状況にあります。火災から命と財産を守るために常日頃から防火意識を保っていただきますようよろしくお願い申し上げます。また本年秋には台風や秋雨前線の影響によって全国各地で記録的な大雨で被害が発生しております。9月21日から23日にかけては石川県の能登半島において、10月21日から22日にかけては宮崎県延

岡市の周辺において豪雨災害が発生しております。豪雨災害によってお亡くなりになった方のご冥福をお祈りするとともに被災された皆様へお見舞いを申し上げたいと思います。どちらの地域も本年地震災害に見舞われており、特に被害が大きかった石川県能登地方では復興へ向けて歩みを進めていた矢先であります。このような災害が再び発生したことにお見舞いを申し上げるとともに被災地の方々が1日も早く平穏な日常生活戻れることを心より願っているところです。町の災害対応につきましては、地震や大雨などの災害が同時に起こりうることも想定しまして各種訓練等に取り組んでまいりたいと考えております。今議会においても、2名の方が地震対策等の取り組みの一般質問されることとなっております。町といたしましても今後も町民の皆様の安全安心を確保するためにあらゆる災害を想定し平時からしっかりした準備をまいります。町民の皆様におかれましても災害に備え各家庭での備蓄を心掛けて頂くようお願い申し上げます。私も11月29日に市町村長の災害対応強化のための研修を受講してまいりました。災害時に市町村長の考えを引き出すことを目的に指導員との1対1での個別面談方式での研修でありました。またマスコミ対応についての研修もございまして、実際の記者会見を想定しての模擬会見も行ってきたところであります。市町村長が自ら行うべき5つの重要事項、駆けつける、体制をつくる、状況を把握する、そして対策について判断意思決定、住民に呼び掛けに対応できるよう今後も首長としての災害対応ができるよう研鑽してまいりたいと考えております。次に令和7年度の国の予算が発表されたところでございます。一般会計概算要求額が117兆6,059億円とされ、これは令和6年度114兆3,852億円を上回る過去最大規模の予算となっております。この背景には社会保障の増加、防衛費の拡充そして物価高騰対策といった直面する複数する課題に対応したものであるとされています。そして今後の中央財政の課題といたしましては自治体DXの推進そして手数料使用料の適正化、公共施設の適正管理と水道下水道の広域化共同化が挙げられているというところであります。こうした課題に向けてしっかりと対応してまいりたいと考えております。私どもに関する、関係する平成7年度の地方交付税であります18兆1,164億円が計上され前年度より3,301億円の増加となっております。一方今年度の令和6年度の地方交付税は1兆2,000億円増加して自治体に配分する方針を総務省が示したところであります。総合経済対策の地方負担分や人事勧告に伴う給与のプラス改定に対応するものです。本年度の給与改定はご承知のように初任給をはじめ若年層に重点をおきつ平均3%の引き上げ改定期末勤勉手当は民間の支給状況を反映して支給月数を0.1月分引き上げる等しております。また本町は今まで適応地域ではなかった為調整手当の支給はありませんでしたが来年度から5段階の最低5級地4%の支給区分により支給される見込みとなっております。給与改定の時期は国における給与法の改正措置を行って行うことになっておりますのでご承知置きをお願いいたします。次に新型コロナウイルス感染症の影響は少しずつ収まってきております。まだ完全に終息したわけではありませんが、観光での入れ込み客数も以前の状況に戻りつつあります。しかしながら円安及び原油価格物価高騰などの影響は長期化しております。地方財政は厳しい状況にありますが町の各種施策や事業等はみなさんのご了解とご協力のもと順調に進められているというところであります。引き続き本年度の残された行政課題の解決に努めてまいりたいので一層のご高配を賜りようよろしくお願い申し上げます。そして先に執行されました衆議院総選挙につきましては、大変慌ただしい中での準備、選挙執行となってしまいま

したが、特に入場券配布で期日前投票時に届いていないことなど大変ご心配をおかけしましたが無事に終了することができました。本町の投票率は70.29%という結果でありました。それでは提案理由の説明に先立ちまして行政報告を9月定例会以降の主な取組等を報告させていただきます。まず愛知県の総合要望はですね、以前もお話して頂いた通り9月6日に各部局に実施されていただきました。しかしながら建設局は予定があわず改めて10月23日に道路河川及び上下水道についての要望をさせて頂いたところであります。そして11月15日には三河山間地域水道整備促進連盟と愛知県簡易水道協会愛知県支部との合同で愛知県と愛知県議会への令和7年度の件への補助金要望を行わさせて頂いたところであります。また国庫補助金の要望につきましては11月19日に愛知県選出の衆参両院国会議員に要望会等させて頂いたところあります。例年11月は上京しての活動が多く、今年は11月7日から21日まで東京での各種大会及び総会に出席させて頂きました。全国町村会大会はじめ国土協会、災害復旧、治水砂防、簡易水道、過疎地域連盟、山村地域連盟などそれぞれの大会において連携した要望事項など国会議員や各省庁に対して要望活動を行ってまいりました。そして11月15日には愛知県町村会とですね愛知県議会議長会とともに愛知県庁の各部局へ要望活動を行っております。県議会へも同様に要望活動を行ったところありますが、県内にあります16町村の抱える諸問題につきまして各項目の要望事項等の陳情をさせて頂きました。次に各種団体との打ち合わせにつきまして、10月24日に商工会、振草川漁業協同組合につきましては10月25日、また29日には森林組合にお越し頂きまして各組合長はじめ役員の人たちと情報交換させて頂き、それぞれの来年度要望等を頂いたところあります。社会福祉協議会につきまして理事会が9月29日に行われ、理事として私も出席させて頂きました。内容等については補正予算事業助成金等の交付決定等の協議、報告がされたところあります。社会福祉協議会におきましても人材育成と人材確保が重要課題であります。特にケアマネの不足は早急に対応が必要であるというふうに思っております。現在募集を行っているものも応募者がいないという状況でございます。次に役場等の職員採用ですが、令和7年度4月採用の一般職員採用試験につきましては一次募集の期限は終了し内定者に通知したところがございますが、全ての皆さん辞退ということで採用者はなく再度二次募集行う予定としております。次に子ども子育て会議を9月27日に開催させて頂き第二期の東栄町子ども子育て支援事業計画の進捗についてご報告させて頂きました。また保育園の入園希望調査の結果や課題について、それから子育て支援センター及び放課後児童クラブの利用実績、そして実預かり実績などについて報告頂いたところあります。また第三期子ども子育て支援事業計画策定につきましては令和7年3月28日までには策定することになっておりますので、その中間報告をさせて頂きました。子供の数は残念ながら減少傾向でございます。お子様を育てる各家庭の声を受け止め行政の役割をしっかりと果たしてまいりたいと思っております。次に愛知県主催の第2回伐木協議会2024が東栄ドームで本年度も10月5日土曜日に大村愛知県知事もお起こしを頂きましたが開催ができました。各地域の森林組合の林業の現場で働く従業員の16名の競技者、東栄町からは森林組合1名が参加しておりますがチェーンソー操作技術、正確性や安全性を競い合う大会でございました。愛知県の森林贈与税を活用した人材育成に関する取り組みの1つでございます。本年度の土曜日の開催ということでありまして、地元のキッチンカー等の出店もご協力頂きまして多くの来場者があったという状況であ

ります。次に東栄フェスティバルについてですが、本年も昨年に続き 11 月 3 日の開催ができました。前日の大雨の影響で大変心配しましたが、多くの皆様にご来場いただき盛大に開催することができたと思っています。観光まちづくり協会と連携をとったベトナム民俗芸能を披露頂きました。ご出演頂きました古戸、東菌目花祭り保存会の皆様には、関係の方々含めて心より厚く御礼申し上げます。次にとうえい温泉であります。コロナ過の影響も収まりコロナ前のようにはまだ回復はしておりませんが、昨年に比べれば客足は戻りつつあると聞いております。また、役員も変わり 6 か月、半年が経過しております。従業員も新たに雇用ができ、順調に営業ができています。そして情報発信やイベントなど、また食堂の新メニューなど新しい取り組みも始まっているところでございます。ただ、現在も物価高、燃料高騰などの要因も少なからずあり年末にかけてまだまだ厳しい状況は想定しなければならないと思っております。また、施設の老朽化対策も今後しっかりとした計画をもって検討していく 1 つと考えておりますのでよろしくお願いいたします。そして観光はもとよりですねこの温泉、健康づくりなど温泉を活用した取り組みをみんなでぜひ知恵を出し合って考えていきたいというふうに思っておりますので、それぞれの議員の皆様方にはご協力をお願いしたいと思っております。次に北設広域事務組合の関係でございます。最初に田口クリーンセンターの本格的稼働や中田クリーンセンターでの可燃ごみの県外搬出 4 年目を迎えておるということではありますが、以前と比べて安定的で低コストの運営ができ、構成町村の負担軽減も当然望まれているところであります。今後の課題はですね、中田クリーンセンターの焼却炉の解体工事の多額な費用のかかる事業を控えております。こうしたことを踏まえても財政運営が必要だとされておるところであります。そしてもう 1 つ北設情報ですが、現在は地域のニーズに合わせた新しいインターネット接続方式サービスが導入されたところであります。一方で事業の民間譲与に向けての作業を本格的に進めているところでありますが、今議会の会期中で進捗状況等の報告はさせていただきますと思っております。それからゴミ処理の広域化についてであります。以前も報告させていただいておると思いますが、新城市と組合構成町村、広域事務組合で広域化に伴う施設整備の基本構想の策定に関する基本合意書を取り交わしております。新城市において新城北設ゴミ処理施設整備基本構想作成業務の委託契約を締結をし令和 6 年度末までにゴミ処理を広域で進める上で基本方針、処理体制また新たな焼却処理施設の設置場所や規模等についての基本構想を固めることとなっておりますのでよろしくお願いいたします。次に道路関係ですが、ご承知のように国道 473 号線月バイパスはすでにトンネル掘削が 1 月から始まり、掘削土は三輪奈根地区に安全に運搬しているところでございます。地元はもとより小学校の生徒もトンネル工事現場の見学会を開催しております。次に古戸の災害復旧工事につきましては以前も報告させて頂いておりますが、工事を進めてまいりましたが、現場の地盤が非常に悪く調査をすることになりました。一時現場をとめているという状況でございますが、結果か出次第、特に 1 月末の工期を延長することとなる場合がございますので対応等しっかりしてまいりたいと思っております。次に教育関係であります。10 月 1 日に総合教育会議を開催させていただきました。令和 5 年度の教育に関する事務の管理と執行状況の提起評価について、これは本日議会に報告させていただきます。そしてコミュニティスクールの中間報告 6 年度の教育課関係の主要事業の進捗状況について、そして東栄中学校 50 周年記念式典について協議を頂いたところでござい

ます。今年の文化関連事業につきましては10月26日から4日までの期間、11月4日までの期間でありました。作品展示、芸能まつりなども開催し多くの皆様にご参加いただき、滞りなく開催ができました。また本年度は東栄中学校50周年記念事業として11月の2日に東栄中学校で記念式典、アトラクションの中学生による合唱、文化講演会は蓮池さんによります北朝鮮の拉致問題を含めた講演を頂きました。大変、来賓も含めまして大変多くの皆様にご参加いただき盛大にできましたことを心よりお礼申し上げます。そして50周年の記念事業として取り組みました体育館の床改修工事は完了し、w i - f i の設置工事も完了しております。それから記念誌の発行につきましては配布済であります。そして同窓会応援事業補助金についてはまだ現在も継続中、そして制服の新調につきましては令和7年度からの着用ということで実施させていただいたところでもありますのでよろしくお願いいたします。次にスポーツ関係ですが、グランパスサッカー教室は10月13日に開催しました。北設楽郡ドラゴンズ野球教室は12月15日に東栄中学校グラウンドで選手2名をお招きして開催する予定となっておりますのでご承知のおをお願いいたします。そして12月7日、今週の土曜日ではありますが愛知県市町村対抗駅伝が開催されます。皆様には会場での応援、またテレビ中継での観戦等どうぞよろしくお願いいたします。また、大会前の11月24日には選手はじめ関係者にお集まりいただきまして結団式を行っております。当日私も大会の会場に出向き選手の皆さんが無事タスキをつなぎ完走ができるよう精一杯現地で応援させて頂きたいと思っております。最後に消防関係です。11月28日に消防団長との意見交換会をさせて頂きました。特に団員確保の問題、退団年齢、定年延長そして分団班の維持、現在試行的に消防団0Bが自主的に足込班の活動を行って頂いております。そういったことを含めまして現在検討されている内容を中心に団長との意見交換をさせて頂きました。また、来年度の組織体制の報告、それから重要要望等も頂きましたので来年度要望につきましてもよろしくお願いいたします。長くなりましたが以上で行政報告を終わらせていただきます。それでは引き続き本日提案いたします議案等の提案理由について簡潔に説明させていただきたいと思っております。今議会には議案8件、報告1件を上程しております。よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。まず議案第53号東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正については地域の景気対策と定住促進を目的として新築住宅の固定資産税減免対象住宅について期間を3年間延長するものであります。次に議案第54号令和6年度東栄町一般会計補正予算第8号は総額が5,252万9千円の増額補正であります。増額の主なものは国民健康保険特別会計繰出金、旧本郷保育園の改修工事、精神障害者医療費、更生医療費、障害児入所費給付金等負担金の返還金、介護予防施設修繕料、児童手当、子育て支援医療費、出産子育て応援交付金、新型コロナワクチン補助金の返還、簡易水道事業特別会計繰出金、千代姫荘の修繕料、農業集落排水事業特別会計繰出金、小規模林道事業、とうえい温泉修繕料、橋梁補修工事、道路維持工事、公共下水道事業特別会計繰出金、新城消防東栄分署修繕料、新城広域消防の負担金、コミュニティスクールに係る人件費、東栄中学校新制服等購入費、花祭会館修繕料、B & G体育館下の階段撤去及び手すり設置工事、森林体験交流センターの修繕料です。一方で減額するものにつきましては、低所得世帯等に対する新たな支援給付に係るシステム改修及びデータ抽出委託料、それから林道測量設計等委託料、橋梁補修設計委託料、森林体験交流センター宿日直運転委託料であります。これらにあてる歳入につしまし

ては、固定資産税、軽自動車税、環境性能割、町たばこ税、減収補填地方特例交付金、国県の負担金及び補助金、繰越金及び雑入を見込むとともにですね個人町民税法人町民税及び軽自動車税種別割引を減額するものであります。議案第 55 号令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号につきましては、786 万 4 千円の増額補正であります。主な内容は、一般被保険者高額療養費及び医療給付費、地域包括支援センター運営委託料及び一般被保険者保険料還付金について増額するものであります。次に議案第 56 号令和 6 年度東栄町後期医療特別会計補正予算第 1 号につきましては 904 万 6 千円の増額補正であります。主な内容につきましては、広域連合の納付金と保険料の還付金を増額するものであります。次に議案第 57 号令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号につきましては 1,299 万 1 千円の増額補正であります。収益的収支では 1,137 万 4 千円の増額補正で、内容につきましては凝集剤購入、漏水修繕費、緊急修繕費用及び減価償却費を追加し企業債利息を減額するものであります。資本的収益では 161 万 7 千円の増額補正で内容は国道 473 号下田地区待避所設置工事に伴う給水管の切り回し工事の費用であります。議案第 58 号令和 6 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号につきましては 1,184 万 9 千円の増額補正であります。収益的収支では 1,190 万 3 千円の増額補正で内容につきましては郵便料と減価償却費及び企業債利息を追加するものであります。資本的収益では 5 万 4 千円の減額補正で、内容につきましては企業債償還金を減額するものであります。次に議案第 59 号令和 6 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号、44 万 2 千円の増額補正であります。収益的収支では 45 万 9 千円の増額補正で、内容につきましては川角地内ポンプ場水位計修繕及び企業債利息を追加するものであります。資本的収益では 1 万 7 千円の減額補正で内容につきましては企業債償還金を減額するものであります。議案第 60 号控訴の提起については名古屋高等裁判所に控訴を提起するために議会の議決を求めるものであります。報告第 7 号教育に管理する事務及び執行の状況の点検及び評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により議会に報告するものであります。以上でありますすが詳細につきましては副町長初め担当課長から説明致しますのでよろしくご審議のほどお願い致します。

----- 議案第 53 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 6、議案第 53 号「東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

議案第 53 号、東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正について。提案理由は新築住宅の取得を税制面から支援することで地域の景気対策と定住促進に資することを目的に固定資産税の減免をするため必要があるからである。改正内容について説明いたします。次のページ新旧対照表をご覧ください。まずこの改正は町単独の新築住宅に対する固定資産税減

免を3年間延長する改正であることをご理解ください。第2条中の令和7年1月1日までを令和10年1月1日までに延長する改正です。議案に戻っていただき、附則この条例は公布の日から施行する。説明は以上となります。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、ただいまご説明がありました東栄町新築住宅に対する固定資産税の減免条例の一部改正についてお尋ねいたします。町単独の減免の事業だということでありました。町が単独でこの事業を実施してきてどのような効果があったか。また、常任委員会で示していただきたいと思います。実施件数と効果ですね。新築住宅の建て替えが進んだということであればどの程度の金額で効果があったか考えているのかですね、またどの程度町民から求められているのか考えているのかその点についても委員会でお考えを伺いたいと思います。

議長（加藤彰男君）

この場での答弁はいいですか、委員会でいいですか答弁は。

他にございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り、議案第53号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第54号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第7、議案第54号「令和6年度東栄町一般会計補正予算（第8号）について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは補正予算の説明をさせていただきます。予算書の1ページをお願い致します。議案第54号、令和6年度東栄町一般会計補正予算第8号について。続いて2ページをお願い致します。今回の補正は歳入歳出それぞれ5,252万9千円を増額し予算総額を44億1,974万3千円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願い致します。10ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費11節郵便料は実績見込みにより追加するものです。12節システム改修とデータ抽出の減額は低所得者世帯に対する新たな支援給付に係る委託料の精算によるものです。27節職員給与費等繰出金は国民健

康保険特別会計の補正によるものです。3目障害者福祉費 11 節手数料と 19 節精神障害医療費は実績見込みにより追加するものです。14 節旧本郷保育園改修工事は浴室脱衣場の手すりを追加するものです。22 節更生医療費及び障害児入所給付費等負担金返還金は令和5年度の事業清算に伴い返還するものです。7目介護予防施設費 10 節修繕費は介護予防棟の運動浴槽可動部品交換、男女脱衣室電気温水器取り付け及び女子用脱衣室床張り替えをするものです。2項1目児童福祉総務費 11 節手数料と 19 節子育て支援医療費は実績見込みにより追加するものです。19 節児童手当は制度改正により支給対象者が増えたことにより追加するものです。12 ページ4款1項2目予防費 22 節出産子育て応援交付金及び新型コロナワクチン補助金等返還金は、令和5年度事業の精算に伴い国県に返還するものです。3目環境衛生費 27 節は簡易水道特別会計の補正により追加するものです。5款1項6目千代姫荘施設費 10 節修繕料はオイル地下タンク電気式液面計が不具合を起こしていることにより追加するものです。8目農業集落排水事業費 27 節は農業集落排水事業特別会計の補正により追加するものです。2項3目林道事業費 12 節林道測量設計等委託料は、今年度中事業完了したことにより減額し 14 節小規模林道改良事業を追加するものです。14 ページ6款1項5目温泉施設費 10 節修繕料は機械器具等の修繕に対応するために追加するものです。7款2項2目道路橋梁維持費 12 節橋梁補修設計業務委託料は、今年度事業が完了したことにより減額し 14 節橋梁補修工事を追加するものです。14 節維持工事費は実績見込みにより追加するものです。4項1目公共下水道費 27 節は公共下水道事業特別会計の補正により追加するものです。16 ページ8款1項1日常備消防費 10 節修繕料は、新城市消防署東栄分署事務室のエアコンが故障したことにより追加するものです。18 節新城広域消防負担金は令和6年度の負担割合が反映されたことによる追加です。9款1項2目事務局費 1 節報酬から8節旅費まではコミュニティスクールに係る会計年度任用職員人件費について実績見込みにより追加するものです。17 節庁用器具費は教育委員会の事務室のシュレッダーを購入するものです。2項1目学校管理費 18 節庁用器具費は小学校の洗濯機を購入するものです。18 ページ3項2目教育振興費 10 節消耗品費は令和7年度から使用する中学校の新制服について、現在の新2年生及び小学生6年生合計して62名分を、小学生6年生にオニスターポロシャツ各2枚を購入支給するものです。6項4目花祭会館費 10 節修繕料は消防設備等点検により指摘された誘導灯と誘導標識及び自動火災報知機設備、煙探知機を取り換えるものです。5目体育施設費 14 節階段撤去及び手摺設置工事は、B & G 体育館から東栄ドームに降りる通路沿いにある鉄製の階段について危険であることから撤去し、その降り口に転落防止の手すりを設置するものです。7項1目森林体験交流施設費 10 節消耗品及び 11 節電話料は実績見込みにより追加し、12 節宿日直運転委託料は減額するものです。10 節修繕料はバンガロー1棟のトイレが破損したことにより洋式に取り換えるものです。17 節備品購入費については厨房用炊飯器及び食堂電子レンジが故障したことにより購入するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。1 款1項市町村民税 2 項固定資産税、3 項軽自動車税及び4 項町たばこ税については歳入見込みにより増減するものです。6 ページ9 款1 項1 目地方特例交付金 1 節減収補填特例交付金は定額減税により減収したことにより交付されるものです。14 款1 項1 目民生費国庫負

担金及び15款1項1目民生費県負担金の過年度障害者自立支援給付費負担金は、令和5年度の精算により追加交付されるものです。児童手当負担金は増額した手当に充てられるものです。15款2項2目民生費県補助金の障害者医療費支給事業補助金は精神障害医療費に充てられるものです。8ページ19款1項1目繰越金は、今回の補正に係る財源調整として追加するものです。20款4項1目雑入は、森林体験交流センターバンガロートイレを破損した利用者から補償して頂いたものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出税について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

補正予算説明書の15ページの6款1項商工費のなかの温泉施設費についてお伺いいたします。今回739万3千円の増額補正ということで機械器具等修繕というご説明がありました。これでですね温泉施設費にかかる今年度にかかる町の予算額は4,362万6千円となります。これは前年度と比べても大変多い金額になってまいります。町がですね今回温泉の役員体制を変えてですね副町長が代表取締役役に就任するということになっております。町としてこれほどまでに修繕費が膨れ上がっているとうえい温泉、これからどう維持管理していくのか町長からも今議会の冒頭にお話がありましたけれども、改めて常任委員会で町の見通しをお示し頂きたいと思いますが認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

内容は常任委員会でいいですか。副町長いいですか。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

また常任委員会でお答えさせていただきます。

議長（加藤彰男君）

他にございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り、議案第54号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第55号、56号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 8、議案第 55 号「令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」、日程第 9、議案第 56 号「令和 6 年度東栄町後期医療特別会計補正予算（第 1 号）について」の 2 案件を一括として議題といたします。

執行部の説明を求めます。

税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

それでは補正予算説明書の 7 ページをご覧ください。議案第 55 号、令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について。8 ページをご覧ください。今回の補正は歳入歳出それぞれ 786 万 4 千円を増額し、予算総額を 4 億 7,425 万 2 千円とするものです。補正予算説明書の 30 ページをご覧ください。まず歳出 1 款 1 項 1 目一般管理費 11 節役務費 13 万 3 千円の増。郵便料が不足するための増額補正するものです。1 款 3 項 1 目運営協議会費 1 節報酬 4 万 9 千円の増。運営協議会の開催数を 2 回分増額補正するものです。2 款 1 項 1 目一般被保険者高額医療費 18 節負担金補助及び交付金 490 万 4 千円の増。一般被保険者高額療養費が不足する見込みのため増額補正するものです。3 款 1 項 1 目一般被保険者医療給付金分 18 節負担金補助及び交付金 20 万 1 千円の増。県へ納付する納付金額の確定に伴う増額補正です。次の 32 ページをご覧ください。3 款 2 項 1 目一般被保険者後期高齢者支援均等分 18 節負担金補助及び交付金 6 万 3 千円の増。県へ納付する納付金額の確定に伴う増額補正です。3 款 3 項 1 目介護納付金分 18 節負担金補助及び交付金 21 万 5 千円の減。こちらも県へ納付する納付金額の確定に伴う減額補正です。次に 34 ページをお願い致します。5 款 3 項 3 目介護支援事業費 12 節委託料 236 万 5 千円の増。地域包括支援センター職員 1 名増員による増額補正です。8 款 1 項 1 目一般被保険者保険料還付金 22 節償還金利子及び割引料 36 万 4 千円の増。保険料の還付金が不足するための増額補正するものです。26 ページをご覧ください。次に歳入です。1 款 1 項 1 目一般被保険者国民健康保険料 1,392 万円の減。現年過料分の減額は保険料本算定による減額で、被保険者数と総所得額の減少が主な減額要因です。滞納繰越分の増額は収納見込額による増額です。3 款 1 項 1 目保険給付等交付金 490 万 4 千円の増。高額療養費の増額分の補正です。歳出の高額療養費の補正額の財源となります。次に 28 ページをご覧ください。5 款 1 項 1 目一般会計繰入金 3 節職員給与費等繰入金 18 万 2 千円の増。歳出の郵便料と運営協議会報酬の財源として充当するものです。5 款 2 項 1 目国民健康保険財政調整基金繰入金 236 万 7 千円の増。歳出の事業費納付金の財源として充当するものです。6 款 1 項 1 目繰越金 1,196 万 6 千円の増。歳出の事業費納付金の財源として充当するものです。9 款 1 項 1 目保険事業費負担金 1 節介護支援費負担金 236 万 5 千円の増。歳出の地域包括支援センター運営費委託料に充当するものです。国民健康保険特別会計補正予算については以上です。続きまして補正予算の 13 ページをご覧ください。議案第 56 号、令和 6 年度東栄町後期医療特別会計補正予算第 1 号について。14 ページをご覧ください。今回の補正は歳入歳出それぞれ 904 万 6 千円増額し予算総額を 1 億 4,074 万 3 千円とするものです。補正予算説明書の 44 ページをご覧ください。歳出 2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 889 万 9 千円の増。保険

料率の改正により保険料収納額が増額するため広域連合への納付額を増額補正するものです。3款1項1目後期高齢者医療費令和5年度療養給付費負担金の精算額の収入による財源構成です。4款1項1目保険料還付金14万7千円の増。保険料の還付金が不足するための増額補正するものです。42ページをご覧ください。次に歳入です。1款1項1目後期高齢者保険料1,004万3千円の増。保険料率の改正による保険料の収納額の増額によるものです。3款1項1目一般会計繰入金378万5千円の減。歳出の後期高齢者医療費の財源構成と保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額補正です。

5款2項1目保険料還付金14万7千円の増。歳出の保険料の還付金として充当するものです。

5款3項1目雑入、療養医療費負担金精算分264万1千円の増。令和5年度療養給付費負担金の精算額の収入によるものです。

後期高齢者医療特別会計補正予算については以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりましたはじめに議案第55号の質疑に入ります歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り議案第55号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第56号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

以上で質疑を打ち切り議案第56号を常任委員会に付託いたします。

ここでもなく1時間になりますので休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

----- 議案第57号、58号、59号 -----

議長（加藤彰男君）

それでは再開いたします。

次に日程第10、議案第57号「令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について」、日程第11、議案第58号「令和6年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」、日程第12、議案第59号「令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について」の3案件を一括として議題といたします。

執行部の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

それでは東栄町簡易水道事業特別会計補正予算の方から説明させていただきます。令

和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算書の 1 ページをお願い致します。議案第 57 号令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号について。2 ページをお願い致します。第 2 条、令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計第 2 条に定めた業務の予定量を次の通り補正する。排水施設建設改良費補正予定量 161 万 7 千円、計 5,085 万 2 千円。第 3 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。第 1 款第 2 項営業外収益、補正予定額 1,137 万 4 千円、計 1 億 6,567 万円。第 2 款 1 項営業費用、補正予定額 1,228 万 8 千円、計 2 億 746 万 8 千円。第 2 項営業外費用、補正予定額 91 万 4 千円、計 1,081 万 7 千円。第 4 条、予算第 4 条に定めた資本的収支及び支出の予定額を次の通り補正する。第 3 款第 1 項他会計支出金、補正予定額 14 万 7 千円、計 5,015 万 5 千円。第 4 項移転補償金、補正予定額 147 万円、計 4,519 万円。第 4 款第 1 項、補正予定額 161 万 7 千円、計 1 億 3,127 万 3 千円。それでは補正予算書で説明いたします。11 ページをお願い致します。収益的収入及び支出の支出ですが、2 款 1 項 1 目備消費費 18 万 5 千円の増。これにつきましては中設楽浄水場の前処理施設に使用する水処理凝集剤の不足が見込まれるため補正するものです。材料費 25 万円の増。これにつきましては物価高騰などにより漏水修繕等に使用する材料の不足が見込まれるため補正するものです。修繕費 400 万円の増。これにつきましては漏水修繕後の舗装復旧や水管橋の修繕漏水修繕等の増加により今後の漏水修繕や機械故障に対応するため補正するものです。2 款 1 項 2 目有形固定資産減価償却費 785 万 3 千円の増。これにつきましては令和 5 年度中に増加した資産の計上漏れによる補正です。2 款 2 項 1 目企業債利息 91 万 4 千円の減。これにつきましては企業債の額が確定したことによる補正になります。10 ページをお願い致します。収益的収入及び支出の収入ですが、1 款 2 項 2 目他会計補助金 1,125 万 6 千円の増。これにつきましては歳出の補正に伴い増額するものです。1 款 1 項 3 目長期前受金戻入 11 万 8 千円の増。これにつきましては令和 5 年度中に増加した資産のうち補助金等を受けて実施した事業の分になります。13 ページをお願い致します。資本的収入及び支出の支出ですが 4 款 1 項 2 目工事請負費 161 万 7 千円の増。これにつきましては国道 473 号下田花田地内の待避所設置工事に伴う水道管切り回し工事です。12 ページをお願い致します。資本的収支及び支出の収入ですが 3 款 1 項 1 目他会計出資金 14 万 7 千円の増。これにつきましては歳出の補正に伴い増額するものです。3 款 4 項 1 目移転補償金 147 万円。これにつきましては国道 473 号下田花田地内の待避所設置工事に伴う補償金です。簡易水道事業特別会計補正予算については以上となります。

次に東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の説明をさせていただきます。公共下水道特別会計補正予算書の 1 ページをお願い致します。議案第 58 号令和 6 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号について。2 ページをお願い致します。第 2 条予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。第 1 款第 2 項営業外収益、補正予定額 1,193 万 3 千円、計 1 億 5,204 万 5 千円。2 款 1 項営業費用、補正予定額 1,163 万 4 千円、計 1 億 7,969 万 9 千円。第 2 項営業外費用、補正予定額 26 万 9 千円、計 814 万 9 千円。第 3 条予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。第 3 款第 3 項他会計出資金、補正予定額マイナス 5

万4千円、計5,189万9千円。第4款第2項補正予定額マイナス5万4千円、計5,804万5千円。それでは補正予算書で説明いたします。補正予算書の11ページをお願い致します。収益的収入及び支出の支出ですが、2款1項1目通信運搬費2万3千円の増。これにつきましては郵便料金の値上げによる不足が見込まれるため補正するものです。2款1項2目有形固定資産減価償却費1,161万1千円の増。これにつきましては令和5年度中に増加した資産の計上漏れによる補正になります。2款2項1目企業債利息26万9千円の増。これにつきましては企業債の額が確定したことによる補正です。それでは10ページをお願い致します。収益的収入及び支出の収入ですが、1款2項2目他会計補助金636万円の増。これにつきましては歳出の補正に伴い増額するものです。1款1項3目長期前受金戻入553万8千円の増。これにつきましては令和5年度中に増加した資産のうち補助金などを受けて実施した事業の分になります。13ページをお願い致します。資本的収入及び支出の支出ですが、4款3項1目建設企業債元金償還金5万4千円の減。これにつきましては企業債の額が確定したことによる補正です。12ページをお願い致します。資本的収入及び支出の収入ですが、3款3項1目他会計出資金5万4千円の減。これにつきましては歳出の補正に伴い減額するものです。東栄町特定環境保全公共下水道特別事業会計補正予算については以上となります。

次に農業集落排水事業特別会計補正予算の説明をいたします。それでは農業集落排水事業特別会計補正予算書の1ページをお願い致します。議案第59号令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について。2ページをお願い致します。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正する。第1款第2項営業外収益、補正予定額45万9千円、計4,239万円。第2款第1項営業費用、補正予定額42万1千円、計4,451万1千円。第2項営業外費用、補正予定額3万8千円、計162万円。第3条予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。第3款第3項他会計出資金、補正予定額マイナス1万7千円、計497万円。第4款2項補正予定額マイナス1万7千円、計942万9千円。それでは補正予算説明書で説明いたします。補正予算説明書の11ページをお願い致します。収益的収入及び支出の支出ですが、2款2項1目修繕費42万1千円の増。これにつきましてはマンホールポンプ場の水位計の故障により修繕が必要なため補正するものです。2款2項1目企業債利息3万8千円の増。これにつきましては企業債の額が確定したことによる補正です。10ページをお願い致します。収益的収入及び支出の収入ですが1款2項2目他会計補助金45万9千円の増。これにつきましては歳出の補正に伴い増額するものです。13ページをお願い致します。資本的収入及び支出の支出ですが4款3項1目建設企業債元金償還金1万7千円の減。これにつきましては企業債の額が確定したことによる補正です。12ページをお願い致します。資本的収入及び支出の収入ですが3款3項1目他会計出資金1万7千円の減。これにつきましては歳出の補正に伴い減額するものです。東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算については以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。はじめに第 57 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

簡易水道事業特別会計補正予算第 3 号の件でお尋ねいたします。補正予算説明書の 11 ページの収益的収入及び支出の部の支出でございます。2 款 1 項の営業費用の中の減価償却費にですね、この簡易水道事業そして下水道事業のそれぞれで令和 5 年度の取得した固定資産の固定資産減価償却費の計上漏れがあったということが今ご説明があったんですけれども、計上漏れとなった経緯と今後の対策またこの物品を償却資産として計上することで将来にわたっていくら今後支払い額が増えることになるのかということ、また常任委員会でお示し頂きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

はい、他にございませんか。今答弁します。課長、いいですか。常任委員会で。

他にございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り議案第 57 号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第 58 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り議案第 58 号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第 59 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り議案第 59 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 60 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 13、議案第 60 号「控訴の提起について」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

議案第 60 号、控訴の提起について。名古屋地方裁判所令和 5 年(行ウ)第 58 号免職処分地位確認等請求事件について次のとおり控訴を提起したいので地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。提案理由ですけれども、東栄町が免職処分地位確認等請求事件の判決に不服があるので控訴を提起するため議会の議決が必要であるから

であります。はじめに当事者でありますけれども、愛知県北設楽郡東栄町本郷字上前畑 25 番地。控訴人、東栄町、代表者東栄町長村上孝治。被控訴人につきましては記載のとおりであります。事件の概要につきましては、本事件は令和 4 年 4 月 1 日付で職員として新規採用された原告について地方公務員法第 22 条に基づき条件付き採用期間を延長したが、令和 5 年 3 月 31 日をもって免職処分に至った。これに対し原告は町に対し処分の取り消しを求めて訴えを提起したもの。判決の内容につきましては、東栄町長の原告に対する令和 5 年 3 月 31 日付で免職処分取り消す。訴訟費用は被告の負担とする。次に控訴の趣旨でありますけれども、現判決を取り消す。訴訟費用は第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。本件に関する取り扱いですけれども本件の訴訟は弁護士に委任する。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

岡田議員。

ではその前に、町長。

町長(村上孝治君)

質疑を頂く前にですね、この控訴にいたる等々を説明を少しお時間を頂いてさせていただきたいと思えます。まず地方公務員法第 22 条に規定する条件付き採用についての、どのような場合にですね条件付き採用の期間の延長が認められるかについての判決が争点になっているところであります。地方公務員法第 22 条第 1 項はですね職員の採用はすべて条件付きのものとして当該職員がその職においてですね、6 か月おきにその間その職務が良好で遂行したときにですね正式な採用となるものとする。この場合において人事委員会等はですね、人事委員会規則いわゆる人事委員会を置かない地方公共団体においては地方公共団体の規則で定めるところにより条件付き採用の期間を 1 年に至るまで延長することができるとされております。地方公務員法の逐条コンメンタールそして新版のですね逐条の新公務員法など解説にはですね、期間開始後 6 か月間の勤務日数が 90 日に満たない場合、1 年以内でですね 90 日に達するまで延長する、できる等が記載されておりますが、当該解説書の著者はですね、条件付き採用期間を延長する必要な合理的な理由について、勤務日数の不足の場合だけであるという可能性はありますが、その見解を裏付ける客観的な根拠が示されておられません。むしろ国会における政府の答弁書を見ますと、条件付き採用期間の延長については規則を定めることで一定の裁量を任命権者に認めておると解されてものと考えられます。こうしたことを受けまして、昨日膨大な国会の議事録を皆様方にお渡しさせていただきました。膨大なものであるため大変これを見るということは大変だと思えますが、これを全体を見なければなかなかわからないという状況でお渡ししましたのでお許しを頂きたいと思えます。かいつまんで少しそれを踏まえてお話をさせて頂きたいと思えます。まず、昭和 61 年 4 月 2 日の第 104 回国会参議院文教委員会であります。ここにおいてですね、答弁政府委員そして文科省のですね局長の答弁をされております。この中にはですね、現在の地方公務員法にあります国家公務員法におきまして条件付き採用期間とい

うのは原則6か月であるということになっていますが、地方公務員の場合には人事院会議規則に定めるところによりまして1年まで延長することができる。国家公務員の場合は先ほども言いましたように人事院規則に1年までの延長できるような規定はあるわけではございますが、やる場合にこういう規定によってやるのかそれとも別途法改正して国会でご審議頂いてやるのかということは、まさにこれから考えることでありますというような答弁をされております。次に昭和63年4月27日第112回の国会、今回は衆議院であります、ここも文教委員会の中であります。この中にもありますように、国家公務員の6か月おかない勤務という状況でありますけれども、これは先ほどお話したとおりでございますが、国家公務員につきましては国家公務員法一般の問題でございますのでこの答弁の中にありますように、人事院規則に定められればその6か月の超える期間必要なものは人事院規則で定めることで統一的な取扱が保てると、一方におきましては地方公務員法は異なる多くの地方公共団体におきます取扱でございますから、それが地方自治体の判断でバラバラになるということは好ましくないということではあります、しかもこれは任用制度の基本に係る事柄でありますので6か月という期間は統一的に地方公務員法で規定されてたと思っております。ただ、その場合に1年に至らない場合に延長というのはですね、各自治体の必要に応じてそれぞれの人事委員会において延長、組織が講じられるようにしたそんな考え方で取扱規定の差があるというような理解をしておるという状況。次に昭和63年5月19日第112回参議院のここにおいても答弁されておりますが、現在の条件付き採用期間の考え方、6か月が国家公務員あるいは地方公務員が原則でございますけれども、ここにありますように特別な事情がございます場合には1年に延長ができるシステムがございます。その上限の1年併せているというシステムでございますし、また労働基準法上でも1年をこえる契約の期間は禁止されているわけでございます。民間などにおきます言うなれば国家公務員あるいは地方公務員の条件付き採用期間に相当するような仮採用期間もございますので、その上限は1年に抑えたということ答弁をされております。それから昭和63年5月24日の国会参議院であります。ここも文教委員会でありましてけれどもこの中でも答弁をしております。地方公務員におきまして原則6か月という期間は地方公務員法で6か月という規定があるわけでございます、これで自治体の自由判断ではなくて最低6か月ということは全ての自治体に要求されることでありますが、そしてその1年を延長するかはどうかは各自治体の判断にゆだねられるという答弁でございます。そして最後平成2年6月1日第118回国会、これも参議院でありますけれども、この中で公職6か月の採用期間を延ばすということは合理的だと考えられることでございますけれども、現行の公務員一般の条件付き採用期間の問題を考えると、これが最大1年間ということになっている次第でございます。そうしたもろもろの状態を考えてみまして条件付き採用期間1年としたというふうに答えております。以上のような政府答弁からしますと、地方公務員法第22条地方公務員の条件付き採用期間が6か月と規定される趣旨は一般的に6か月の勤務を経れば能力の実証が可能になると考えられることにありますが、他方で実際に能力の実証が十分にできない場合があり、そうした場合には1年を上限として条件付き採用期間の延長を許容する趣旨を解することができます。また国家公務員に関する人事院規則にお

いて6か月の間で勤務日数が一定期間に満たない場合、能力の実証が十分ではないと典型的に想定し延長が認められると考えられますが、これも定型的なことを想定しているのみでありそれ以外の事情による延長を一切排除しているとは解さないと考えられます。これは延長を認める事由が勤務日数の不足以外にないのであるのならば、もともと国家公務員法第59条あるいは地方公務員法第22条で端的に規制しておけばすむからではないかと思っております。そういったことを踏まえまして、実質的に見ても条件付き採用期間の延長については一定の裁量を認めることは採用された公務員にとっても大きなメリットがあると思います。6か月の勤務を経てその職務を良好な成績で遂行した時という要件が確認できないときは、その時点で免職処分となるということが地方公務員法第22条の記述であります。しかし、条件付き採用期間の延長があれば当該公務員の正式採用に至る可能性と機会がより確保されることであって、6か月の経過時点での延長がないまま免職処分となるより延長を望む公務員も多いというふうと考えられるところであります。これに対しまして、当該公務員の地位が不安定になる期間が長くなるとの指摘が考えられますが、延長は1年に制限されており不相当に長期化されるわけではありません。さらに延長後の条件付き採用期間の間においても退職の自由は保障されております。6か月経過時点で免職となることと比較し、より不利益を課する恐れもないと考えられるところであります。こうした利益衡量からしましても、地方公務員法第22条は規則に定めることにより合理的な理由がある場合は条件付き採用期間の延長をもともと許容しているものと解されるものと考えており、こうした点から今回の判決に不服があるため控訴をさせて頂くということですのでもよろしくお願いします。以上です。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

今町長から縷々説明を頂きましてありがとうございます。その中で私からもちょっとご質問したいと、昨夕資料を、膨大な資料と先ほどの町長もお話をして頂きました。本当に確かにページ数にすれば250ページ、これを読み解くには非常に大変なことであったということは私も本当に朝方までかけていろいろ読んだりさせて頂きました。気が付いたら朝方になっておったというような中で読み込むまでにはいかなかったですけれども、判決文は確かに読ませて頂きました。一部においてちょっと変だなと思ったんですけれども、今朝来たらちょっと追加で頂いたというところがございましたので特段いいですけれども、私たちも法律にみな明るいということではないものですのでこの資料がもう少し早く、判決文ではないこの参議院の文教委員会会議録をもう少し早く頂いておればですね、もう少し楽に今日出勤で来たなど。出勤というかここに出勤できたということは私ちょっと思ったところなんですけれども、そんな中でですね判決文の争点1の中に原告の主張に「規則第4条2項に基づき能力の実証が不自由分である」と認められる場合は6か月に能力の実証が行われるのは原則であり、特別な事情がない場合は期間内の延長が認められないの

でその段階で免職処分とすればよかったという主張が書かれておるですよ。これはその段階で免職にすればいいというふうに理解を私はしたんですけれども、簡単にいうと9月末の段階で免職にすればよかったじゃないということを書かれておるんですけれどもそういうのでよろしいでしょうか。それだけですちょっとお願いできますかね。

議長（加藤彰男君）

はい。町長。

町長（村上孝治君）

先ほどもお答えしたとおりですね、実質的条件の期間が決められておるということは地方公務員法についてもですね、それから私どもの規定の中にもありますように今回の争点はその6か月の状況でどう判断するかはというところだと思いますので、裁判官はそういう状況の中本来ならば免職にするか、それともそれ以降伸ばすのであれば正規にあったという状況でありますので、その6か月のことのところがですね、今回の争点だと思っておりますが、私ども実質的な本当の話をしますと職員を先ほども言っていましたように冒頭行政報告させて頂いたとおり、職員が足りないという状況は以前からずっとお話をさせて頂いておりますので、そういった中で先ほどちょっとお話したようにこの採用した公務員の大きなメリットがあるのはこの6か月の勤務を経てですよ、その職務の良好な成績で遂行したときという要件が確認できた時はその時点で免職処分になることは地方公の22条の記述であります。しかしですね、条件付き採用期間の延長があれば先ほど言いましたように当該公務員が正式に採用に至るまで可能性と機会がより確保されることになりまして、6か月の経過時点で延長がない場合は免職となると結局延長を望む職員も多いというふうに私ども思っておりますので、これに対してですね国家公務員の地位が不安定になるという日が考えられますけれども、これはさっきも言いましたように延長は1年に制限されております。ここのところを考えてみればですね不当に長期化されることでありませぬので、もともと今回の判決の状況の中で6か月で延長は認めません、じゃあそこで免職だという状況なのだから正規の採用というような状況になっています。こちらはやはり私どもとしては法の解釈としてどうかというふうに私らも思っておりますし、判断としては公務員としての、当然内容も含めてこれは人事案件ですし個人の状況なのであんまり細かいところあは言えませんが、公務員等の判断に至らなかったということだと思っておりますので半年間伸ばした段階の中で認められる1年間の中でどうするかと思っておりますので宜しくお願い致します。以上です。

議長（加藤彰男君）

岡田議員。

1番（岡田浩二君）

わかりました。それからですね、本件の延長処分の効力の有無に対する原告の主張が私

の考える中においても少し私と原告の感覚のズレといいますか感じておりますが、被告の主張に、この場合被告の主張という町長ですけども、条件付き採用期間が6か月と定められていることについてその期間内では当該職員の正式採用に至る可能性が十分に確保できなかったんだと、そのため6か月を経過した時点で職員の能力や適性に応じて期間を延長することが必要であるというふうに訴えられておるんですけども、ここへの合理性が問われた、なんですけれども、そこについては先ほど少しお話を伺ったんですけども、これから係争裁判をしていくということですから答えられる範囲内で結構なんですけれども、ここへの合理性はこれを読んでくれればわかるというふうに理解するものなのか先ほどちょっとこの中のいろいろ言ったんですけども、そこを少しお話をいただければと思います。

議長（加藤彰男君）

いいですか。町長。

町長（村上孝治君）

冒頭お話をさせて頂いたとおり、6か月の状況で今回判断されてこういう状況で最終判決頂いた、一審のですね判決を頂いておりますので、私どもはさっき言った状況で端的に6か月で決めるのであればさっき言ったみたいに当然そういう状況だと思いますし、国会です、これだけの状況で国が答弁されておるわけで、その状況があってもですね裁量があるという状況はあるのではないかと考えていますので、先ほど言いましたように今回の争点となる6か月でどう判断するかという状況だけの判決だと思いますので、今回そういうことでこれにもってはいですね、当然現判決を取り消すという状況の控訴と訴訟費用の1審2審の被告、私どもも負ければ当然そういう状況になります。ここはそういう状況の中で控訴をさせて頂くということで考えておりますので宜しくお願い致します。だから、先程お配り致した国会答弁は、本当は長いのでこれ全然が長くなりますのでこれまた皆さんが読み解いていただけるかわかりませんが、見ていただければわかりますのでそういったことを含めて今回控訴をお願いしたいと思います。ということであります。宜しくお願い致します

議長（加藤彰男君）

岡田議員。3回目ですよ。

1番（岡田浩二君）

すみません、私も昨夜なんですけれども7時ぐらいから読み始めて気が付いたら0時を回ったという状況にはなっております。どこまで読んでいったかはわかりませんが、参議院の文教委員会の会議録第11号の中からですね試用期間のくだりを見つけた、ここなのかというところは一部に確かにわかりました。たまたま一般職ではなく教職員それから警察官条件付き採用の免職というような話がここでは書かれておったんですけど

も、この辺を一応今後の参考にしとけばいいというふうに考えればよろしいのかそれだけをお答えいただければと。また、ここに読んどけあそこも読んどけということがあればです。ねまた教えて頂ければありがたいです。

議長（加藤彰男君）

いいですか。町長。

町長（村上孝治君）

まずそれを参考にして頂いて、私どもはこれで控訴する期間もありますので、これから係争にまた入っていくという状況でありますので、そういうことも含めて今のところの状況で争わせて頂きます。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

はい、櫻井議員。

4 番（櫻井孝憲君）

はい、議長 4 番。少しお聞きしたいこととまたちょっとお願いもありまして、地方公務員法第 22 条をもとにさらに東栄町職員の条件付き採用期間に関する規則にもよってこれは僕は問題ないと思っております、さらにこのようなことが今後判例となれば全国のその行政区の判例になってしまうのは困るのではないかと考えてきちんとその控訴をして頂きたいと思っておりますのでございます。ただ、この 6 か月だとか 1 年とかの延期で採用に関してということなんですけれども、何かこの判断するときの評価項目だとか定義だとかそういったものってどのように何人でされたのかなというふうにきちんと明記しておいて、曖昧なものだとそういったところが問題の 1 つとしてなるのかなとちょっと思っております、例えば各務原市の職員の条件付き採用に関する条例を見させていただいたんですが、かなり詳細に書かれておるのでありましてそういったものを今後東栄町も、まあこういったことにならないようにということとされるのがいいのかなと個人的に思っております、やっぱりこういうことすることで東栄町の職員を守るためでもあると思いますのでぜひお願いしたいと思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

いいですか、答弁。今の件答弁。

町長。

町長（村上孝治君）

細かなところは省きますが、この最終審の中には 4 ページの下のところにもありますよ

うに我々の、被告の主張というところを読んでいただくとありがたいと思いますが、この状況の中で条件の延長あればですね正式化の制度期間内で確保されることになる、先ほどちょっとお話した通りだと思います。6か月の経過時点で延長願いは免職となるように延長はやむを得ないというように私は思っていますし、延長は1年に制限されておることから当然そうだと思います。不当に長期化されることに問題があるというふうにそうすると、条件付き採用期間の延長の事由に勤務日数が不足するとような状態ということだけではというところ、それとちょっとここに出てくるところがありますが、被告の主張の5ページの一番下のところ、ここをちょっと見て頂くとわかりますが、個人的な話になるとこれ係争の中の話にあります、特に上司同僚の指導の理解としてとありますように、我々は一般的に勤務評定を当然やっておるわけであって、それから個人との面談もやっていますし、そんな状況がありますのでそういったお持ちの判断の中で最終的にちゃんと端的にお答えさせていただいた。公務員という適切な判断するという状況でありますので、これはそのルールに従ってやらせていただいているというところでありますのでご理解頂きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

いいですか。他にございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はいお尋ねいたします。まず昨日この議案を議会運営委員会で突然頂きました。そしてその時点では何らの資料も付されておりませんでした。私が強く求めたところ昨日の午後5時ごろに取扱注意とされた裁判所の判決文章それから今町長からご説明がありましたように200ページ超にわたる国会の会議録が配布されたわけであります。私はこれを受け取って夜これを読んでいてですね6ページ目が欠落していること気がつきました。このどういう裁判であったのか理解するうえでもっとも重要な判決文章の6ページ目がないと読んでいても内容がわからないと。ただし深夜の時間帯でありましたので執行部に問い合わせすることもかないませんでした。今朝この議会が開会する前にですね議会事務局から配布されましたけれどもこの点について町からも説明もなければ謝罪もないわけであります。これがですね、本当にこういうやり方でいいのかということをお伺いしたいと思います。資料も欠損した状況でですね、これほど重要な資料です。その6ページ目にはですねとても大事なものでした。原告の主張が書かれた後ですね5ページ目には被告の主張に関する記載が始まっておりますけれども、そのあとにですね被告の主張最後まで掲載した6ページ目またもっとも大切な裁判所の判断が1ページの大部分を占めているというものであります。裁判所の判断も示されないで私たちいったい何を議論すればいいのかというふうに大変驚きます。町は議会運営委員会昨日の会議で本日この議案を上程し質疑討論行い本日採決することを求めました。このような資料を提供しているのならばその考えは変わらないですか。また一括してお尋ねいたします。2点目であります。私が他の議員の方に確認しま

したところ、他の方も私と同様6ページ目が欠落しているということでした。全議員が訴訟の内容を公正に理解することができないという状況では今日この場での十分な質疑はできないと考えます。判決の全文を全員が精査した上で改めて質疑、討論、採決の機会を求めることを求めたいが認識を伺います。3つ目は町の控訴議案のですね、提案理由について。東栄町が免職処分地位確認等請求事件の判決に不服があるので控訴を提起するため議会の議決が必要であるからであると示されているのであります。敗訴という結果が不服だというだけでは税金を使って裁判する以上町民への説明責任を果たしていないというふうに考えます。町はこの判決のどの点を不服として考えているのか改めて具体的に伺います。4点目は200ページをこえる国会会議録でありますけれども、今しがた町長からご説明がありましたのでこの資料のですね200ページ、議員が昨日夕方5時に受け取って今日までに内容を理解して裁判との関連を承知するということが現実的だと思ったのか、私はたいへん疑問であります。この会議録のですね、第何号の何ページのどの部分が町が控訴する上で重要な根拠資料だということとなるのか改めてご提示頂きたいと思います。5つ目は裁判費用の補正予算が今回提案されていないということで議員はこの議案を議決したらですね一体いくら町民の税金から支出することになるのか承知していないことになります。そこで4点お伺いいたします。裁判費用弁護士費用などの控訴審に係る費用はいくらか伺います。2、控訴審に係る費用は町は専決処分で内々で支出し次の議会まで明らかにしないつもりなのか、また一審同様に他の予算から流用してこれに充てるのか伺います。3点目、判決はですね訴訟費用は被告の負担にすることが書かれておりますのでその金額を伺います。4点目、また地裁判決の通り原告の処分を取り消すには町の費用いくらかかるのか伺います。6つ目の質問は村上町政における町の条件付き採用職員に係る取扱について伺う質問です。次の件数を伺います。1、条件付き採用期間を延長したという事例の件数。2、条件付き採用職員を免職したという件数です。この場合は採用期間の終了後に免職したという場合にも含めるものとお考えください。質問の7番目はですね、議員が今回の裁判について中日新聞の報道で始めて裁判の内容をすることになったという問題です。町は議会に対してこの訴訟の内容を隠し続けてきたということに反省はないのか伺います。8点目判決文の5ページには町の主張が掲載されております。紹介します。条件付き採用期間の延長の事由を勤務日数不足する場合のみに限定する必然性はなく、地公法200、失礼しました地方公務員法22条は規則で定めるところにより合理的な理由がある場合に条件付き採用期間の延長することを許容していると解されるというものです。しかし町は原告を免職処分とした日の次の令和5年4月1日に今回の処分のもととなった町の規則東栄町職員の条件付き採用に関する規則を改正しています。過去の裁判では改正前の規則の判断の基準となりますので、この判決文章でいいますと3ページに掲載されております。そしてこの裁判で争われた部分、つまり裁判所がですね町の処分が旧規則に違反しているというふうに考えたまさにその規則である第4条の2項、つまり任命権者は能力の実証が十分ではないと認められる場合、その他特別な事情がある場合においては条件付き採用期間を1年に至るまで延長することができるという文言をですね全面的に変更していることがわかりました。町は旧規則を根拠に条件付き採用期間を延長し、そして裁判で

争って敗訴しそして今回控訴を提起するという事態であります。しかし町は一方で旧規則に瑕疵があったことを認めるからこそこの規則を改正したものだと思いますがそのような理解でよいかわかります。また規則の改正を要した理由を具体的に伺います。質問の9つ目は規則の改正後の4条1項がですね条件付き採用の期間開始後6月間において実際に勤務した日数が90日に満たない場合を除いてこの条件付き採用期間を延長することができるなくなっているという点です。6か月間で実質的に採用の可否を決めるという内容に改められているものと理解しました。町の今回の改正後の規則の同様の文言はですね愛知県、名古屋市、新城市、豊橋市、蒲郡市など多くの自治体で採用されております。地方公務員法をですねめぐるトレンドとしてこの6か月での採用可否を厳密に決定するという方向に向かっているというふうに思います。令和2年度の公務員関係判例研究会というところの議事録なんですけれども、令和2年11月16日に行われた議事ではですねこんなことを委員の方は言ってます。「今地方公共団体では6か月の条件付き採用期間中に本当にその職員を採用してよいかどうかについて厳しく見極めていることを始めている」。また別の個所ではですね「6か月うちに問題のある職員を見極めなければならない。そこは徹底しなければならない」と考えると、このようなことがトレンドになっていると思います。ですので町の裁量を大幅に認められるという町の判断とですね逆行しているのではないかというふうに思います。判決の一部、7ページにはですね町が条件付き採用期間を延長したことについて6月の条件付き採用期間では能力の実証が十分ではないと認められる場合、その他特別の事情がある場合に該当する事由があるとは言えないと裁判所の判断を受けています。そして延長処分には本件規則4条2項の基本的な要件の欠缺があり重大かつ明白な瑕疵があったというべきであり無効であると言わざるを得ないと判断しています。欠缺とは私は初めて聞いた言葉ですが要件を欠いているということです。素人目にはですね、そのために争点にこれはこのまま書いてありますね、争点2の5ページ裁量権の逸脱または乱用があったかどうかという点についてはですね判決には判断するまでもなく違法であると強い表現が記されております。私はこの裁判の判決を素人目に見て成績や能力の議論に入る以前に門前払いされているという印象を受けました。そこで伺います。今回町が控訴するにあたっては町が6か月の条件付き採用期間では能力の実証が十分ではないと認められる場合その他特別な事情がある場合、あったことを明確に示すことを求められると考えますが本当に証明できるのか認識を伺います。質問後2つございます。判決文5ページの原告の主張にはですね原告の勤務実績不良に係る被告の主張は事実無根のあることが多く、また客観性に乏しいものであるから本件処分には裁量権の逸脱又は乱用があると認められるとあります。しかし私は提出を求めましたが原告側の訴状は議会に配布されていません。そのため原告がどのようなことを求めているのか私たち議員は誰も知らないのです。しかし例えば他の自治体の例では山梨県甲府市の職員の過労死裁判の抗争議案で原告側の参考人が市議会で意見を述べ、議会は被告と原告双方の主張を公平に理解した上で採決に臨むことができました。結果として議会は控訴議案を否決しています。そこでお尋ねいたします。このままでは私たち町議会は町側の一方的な主張だけをもとにこの裁判の可否を判断することになってしまいます。せめてこの裁判に係る双方の訴状や準備書面証拠の提

出を、もちろん個人のプライバシーに係る部分を除いた上で提出することを求めたいと思いますが認識を伺います。最後の質問です。私は条件付き採用職員の免職については公務員としての身分を奪うという最も重大な処分であることから他の処分ですね降任でありますとか休職などの他の分限処分と比較して極めて慎重な判断が求められると考えられます。例えば最高裁判例にはですね、当該職員が現に就いている職位に限らず異動の可能な他の職位を含めて地方自治体の職員としての適格性を欠くか否かを厳密慎重に判断する必要があると解されるという文言がございます。町長は今回ですね、30年以上前の国会答弁を基に町の幅広い裁量を主張しておられます。しかし町の裁量がなんでも認められるものではないということをも免職という点では非常に厳しく制限されるということだと私は理解しております。熊本県宇城市の条件付き採用職員免職取消訴訟におきましては裁判所は市が異動等の代替手段をとらなかった、職場を変えなかったとしてですね処分を取り消したと報じられています。被告である宇城市は地裁判決を不服として控訴しましたが高裁でも取消し判決を受け、さらに今年5月最高裁へ訴えたものも上告が受理されませんでした。素人目には町にも宇城市と同様の分限回避義務が求められていたのではないかと考えます。そこで伺います。町は原告に対して他の職位への異動、または上司や指導にあたる職員の交代を実施したか。また、職員の免職を回避する上で具体的にどのような対応をとったか伺います。さらに東栄町と類似する条件の免職処分の取り消し訴訟で被告側の自治体が勝訴した事例があれば概要を伺います。以上で質問を終わります。

議長（加藤彰男君）

時間の方は12時を回っております。今の浅尾議員の1回目の質問の答弁が終了しましたらお昼といたします。

1回目の答弁をお願い致します。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

ちょっと多くの質問を頂きまして全部お答えが網羅できるかどうかはあれですけども、まず今回資料としてお渡ししました判決文、こちら6ページ目が欠損していたということにつきましては本当にこちらの事務的ミスでありましてこちらは謝罪する他はないかと思っております。それとあとは町は判決のどの点を不服としてとらえているか具体的に伺うということですけども、やはり先ほど町長が説明したとおり判決の内容が法律の解釈のみで判断されたというところが一番不服だと考え控訴に至っております。あとは国会の会議録の関係ですけども、そちらの具体的に先ほど町長が説明しましたけれどもどこに書かれているかという点ですけども、そちら町長がかいつまんで説明して頂きましたのでこちらの答弁は省かせて頂きます。それとあと裁判費用等控訴審にかかる費用等という点ですけども、こちら手数料のほうが2万6千円ほどかかります。ただ、こちら役務費がありますので補正予算はする必要はないかと思います。あと弁護士費用につきましては今のところかかりません。あとは訴訟費用ですけどもその金額費用は被告の負担とする

その金額ですけれども、こちら訴状にあります 160 万円となります。また免職処分を取り消すことにかかる町の費用、こちらにつきましてはまだ確定して現段階では判決確定しておりませんので詳細が確定していないためまだ計算できていません。あと条件付き採用期間を延長した例、免職した例ですけれども採用期間の延長した例は 9 件免職した例は本件も含めて 3 件となっております。次に議員は新聞の報道で裁判について初めて知ることになったということですが、こちらの方は係争中であつたため公表するのは差し控えておりました。次に規則の改正の件ですが、こちらは旧規則に瑕疵があつたことを認めるからこそ規則を変えられたものと思われるがそのような理解でよいかということですが、こちらはそうではなく、この時ちょうど定年の引き上げに係る条例規則等の見直しを行っている中で関連する規則の 1 つとして現在の条件付き採用の規則改正こちらを一緒に行ったものであります。次に能力の実証が十分ではないと認められる場合その他特別な事情があつたことを明確に示すことが求められると考えられるが本当に証明できるかということですが、今回の判決につきましては判決書にあるような判断を下されてしまったわけですが、控訴にあたっては引き続きこちらの証明をしていくことになります。あと訴訟や準備書面証拠等の提出をということですが、資料自体膨大でありますし今後控訴する場合係争が継続することになりますので公表することは適当ではないと考えます。最後の質問ですが町は原告に対し他の地位への異動上司や指導に当たる職員の交代を実施したか、こちら東栄町大きな自治体ではないこともありこちらの方は異動等はしておりません。また免職を回避するうえで具体的にどのような対策をとったかということは何うということですが、条件付き採用期間を延長する際にも我々複数人で本人と面談してここを直して下さい、こうすれば条件付き採用期間がなくなりますよという面談をさせて頂いております。また日々の業務においても指導等しております。最後に東栄町と類似する条件の事例があればということですが、すみませんこちらのほうは調べ切れておりませんのでつかんでおりません。以上となります。

議長（加藤彰男君）

はい引き続き質問ありますね。一旦中断で、議事質問の途中で一旦休憩をとりますのでそのあと再開ですから、今、浅尾議員の質疑の途中で 1 回目の答弁がありました、ここでお昼になりますので、午後 1 時まで休憩といたします。その後この 60 号についての質疑を再開いたしますのでよろしくお願いいたします。

午後 1 時再開ですよろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

休憩前に引き続き会議を再開致します。

議案第 60 号の質疑の途中でしたので質疑を再開致します。質疑はございませんか。

浅尾議員

3 番(浅尾もと子君)

はい、お尋ねいたします。先ほどはこまごまとたくさんの質問に正確にご答弁頂きましてありがとうございます。ご答弁を受けて追加的にお尋ねしたいことがございます。1. 2. 6 件ですね、ございます。まず 1 点目はですね、今回控訴すると町が主体的に裁判を訴訟提起するということなんですけれども、町で初だということをおっしゃる人がいますが事実がどうかお尋ねいたします。それから 2 点目、町がですね職員の条件付き採用職員の方に対するですね規則を失礼、東栄町職員の条件付き採用に関する規則を昨年 4 月 1 日に改正しております。その理由についてですね先ほどのご答弁ではちょうど定年引き上げの見直しの時期であったと、関連として改正を行ったというご答弁だったんですけれども、これはですね町長が先ほど来言われているようにですね町の裁量が認められると主張されているそのもの、町の裁量権を町自ら狭める改正になっております。内容はですね条件付き採用の期間開始後 6 月間において実際に勤務した日数が 90 日に満たない場合を除いてはもうこの期間延長できないという規則に町が変えたわけです。なぜ変えたのか改めて伺いたいと思います。その際先ほど町長は紹介された資料を参考にされたものと思いますが併せて正式名称を伺います。3 点目はですね、先程答弁頂いた件数の問題です。私は事前に質問をお送りしていましたが村上町政における町の条件付き採用職員に係る次の件数を伺うという質問でした。条件付き採用期間を延長した例が 9 件免職した例が 3 件であったというご答弁、これは正しいかどうか改めて伺います。それがですね全国的にみてどうなのかということに 1 つ私が調べたことをご報告したいと思います。総務省の統計で分限処分者数の状況、事由別、種類別というのを探して見つけてみました。そこでですね今回の事例と同様と思われる勤務実績が良くない場合という理由で免職処分を受けた地方公務員の方はですね、全国の都道府県、市町村、一部事務組合の報告によりますと令和 4 年度に 24 人、全国で 24 人です。そして令和 3 年度に 16 人でありました。きわめて稀な処分だという点を承知しておきたいと思うんです。町は今回ですね免職も 3 件あったと延長 9 件あったと、これ延長が当たり前のこととしてこの町で行われてきたということの証拠ではないかと思うんです。それが今地方裁判所に違法と判断されたわけでこの過去の事例に遡ってですね乱用がなかったのか調査を求めたいと思いますが認識を伺います。それがですね、訴状の配布について係争中だということでもた膨大だということで受けられなかったですけれども、お隣の新城市ではですね大変たくさん裁判を抱えてみえるということもありますが、係争中の案件について訴訟を議会に提出しておるわけでありますのでことさらに不適切なことではないと思います。ぜひ改めて提出して頂きたいと思います。最後にですね他の近隣の市町村でこの条件付き採用職員のですね期間の延長ということが行われているかということは把握されていますか。その点お伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

はい、まず1点目の町政でこういった件は初かというご質問ですけれども、私も過去に遡って記憶がございませんのでしっかり調べたのではありませんですけれども町政初ではないかと思っております。規則改正4月1日に改正で町長の裁量権を狭めるような改正ではないかということですけれども、こちらにつきましては条件付き採用職員に関する裁量権の行使について手続き的な事項を明確にすることを手段として改正しております。全国的に見て極めて稀ではないかという話でありますけれども、こういった件というのはやはり採用してから、特に6か月、1年というのは見極めが必要でいろいろ指導したにも関わらずあまり改善が見られなかったということで今回の場合判断を下したわけでありますので、稀であるか、稀であるからということには該当しないと思います。制度の乱用がなかったのかという質問でありますけれども決して制度の乱用ではないと考えております。こういった他町村の状況の把握ということですけれども細かな把握は致しておりません。以上です。

議長(加藤彰男君)

はい、よろしいでしょうか。

浅尾議員。3回目です。

3番(浅尾もと子君)

はいお尋ねいたします。ただいまご答弁がございました。まず規則の改正についてですね、今回も少し曖昧なご答弁だったと思います。条件付き裁量権の行使について手続き的に明確にするため改正したとありますけれども、この手続き的に明確にするために改正したということがですねあまりにも明確であるわけなんです。合理的な理由がある場合には条件付き採用期間を延長することを許容しているというふうに町は考えていてですね能力の実証が十分ではないと認められる場合、その他特別な事情がある場合は延長するとそのような規則を設けていてそれをやっぱり今回の改正でやめて出来なくするわけです。厳密に6か月間で判断するという改正を行っている訳です。これ裁判も起こされてですね規則に問題があったと町の側に非があったと町長お認めになった結果ではないでしょうか。そして訴状についてお答えが、すみません聞き取れなかったのか、なかったのか確認なんです。新城市では訴状係争中の案件についても提供してくださっていますのでこの点についてご確認頂きたいと思います。それから東栄町で村上町政において試用期間の延長が9件、免職が3件これで間違いはないかお尋ねいたします。最後にですね、お願いのような質問になりますけれども全国的に極めて稀な処分を町が行っており裁判になっています。そしてそのもとになった条件付き採用職員の延長ということについてですね、他所で行われているのか町は把握していないと、また町と同様の事例で裁判を戦って勝利したとそのような判決も承知されていないという答弁でありました。町はですね法解釈のみで判断されたことが一番不服だと答弁されたんですけれども裁判所は法解釈を争う場ではないのでしょうか。これ立ち止まっていただきたいと、町長、そのことを本当にお願ひしたいと思いま

す。認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長(村上孝治君)

まず、最初の改正の問題につきましては、なんか誤解をしているのではないかと思います。ちょっとお話をさせていただきますが、本町は人事委員会を置かない地方公共団体でありますので地方公務員法の第 22 条の規定により規則に定めるところによりやっています。条件付き採用職員は 1 年超えない範囲で延長することができるとなっておりますし、公務員の適格性の有無の判断につきましては正式採用職員の場合と比較して任命権者の広い裁量権が与えられるとかなえるべきだとされております。特に法改正につきましては東栄町の人材確保及び育成の面からも実情に併せそれまで任命権者に付与されていた裁量権をより公務員としての適格性等の判断を柔軟に任命権者が運用をするため地方公務員の法改正遵守の条件等について検討等を、検討する中で総合的に判断をさせて頂いたということでもあります。それからもう 1 点、改正の規則をうんぬんといわれますが、係争中という状況ですが 5 年の 4 月 1 日の施行とされております。それが議員のおっしゃる瑕疵があったということですが、先ほど申し上げたとおり改正したものであり、改正させて頂いたものでありまして第一審の訴状がですね本町に郵便で届いたのが令和 5 年 7 月 14 日でありますので、この訴訟のものとは関係ありません。以上です。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

条件付き採用期間の延長した例、免職した例こちらは村上町長になってからの件数で間違いありません。あと準備書面、証拠書類の提出を求めたいがということですが、こちらにつきましては先ほど申した通り、これで控訴する議決を頂けたら係争が継続することになりますので公開することは適当ではないと考えます。以上です。後は近隣町村の状況につきましても調べたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

はい、他にございませんか。

佐々木議員。

2 番(佐々木一也君)

いろいろ他の方が質疑されて頂いているので理解を深まってきたんですけども、これ、もし控訴しなかった場合、どのようなことになって、どのような手続きをしていくのか、

あとは原告はどのような感じになっていくのかちょっと教えてください。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

仮にこれで判決が確定することになりますと、原告の求めた通り処分取り消しとなって職員に復活するというふうな事になろうかと考えます。後はその際は免職されてから現在までの期間がございますので、そちらの取り扱いをどうするのかということは、これから詳細に詰めていかないとならない問題かと考えております。

議長（加藤彰男君）

はい、佐々木議員。

2 番（佐々木一也君）

はい、ありがとうございます。今回のこの争点が期間の延長のことを書いてあって、ちょっとこのことについて質問することが的外れかもしれないですけども、争点がこの6月後の期間延長のことになってて、これ中見ていくと6月経ったときに原告の適性があまりないようなことが書いてあるんですけども、もしこれ取り消した場合って地方公務員法の22条、先ほどから何回も出ていますけれども職員の採用がすべて条件付きのものとし、当該職員がその職において6月を勤務しその間その職務の良好な成績で遂行したとき正式採用になるものとするというのが法令の方に書いてあって、規則の方にはその6月を延ばすことは書いてあるんですけども、もし6月の期間延長の判断が裁判所の言う通りですとなった場合、6か月前になると思うんですけども、その時点で原告は不良だよという判断になるのにこの法令には良好な成績がと書いてあって不良な状態で正式に採用されたということになるんですか。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長（村上孝治君）

すみません。この一審のですね判決の状況が争点が法律で6か月しかない訳であって、中身の話は議論、係争になってない。途中で振り返られてしまったので、言ったら何ですが6か月がどうかというだから、私共としては先ほどからも何回も言うように国家公務員法地方公務員法の人事委員会がないところは、それぞれの市町村が規則で定めるという状況の任用の中での話なんです。今回これを受けるとなると、先ほど総務課長が言った通りであって6か月での判断しかないというなるですね。実際そうするとその段階で免職かあるいは正規しかないわけですよ。判決にも言っております。ただ私どもとしては、先ほども

言いましたようにその中にも多少でできますが、研修期間を設けたり、当然私ども規則の中にありますので面談もやっていますし、それから勤務延長もする辞令も出しています。それを受けて1年延ばしています。1年を超えることはできませんのでこれはそうだと思います。そのところでの、だからさっき言ったように法律の解釈、6か月のところの争点しかありませんので私のほうとしてはそこは先ほども言ったいろいろな国での、国会の議論の状況等を含め今の状況ですよ敗訴という状況が、このまま手続きとらなければ敗訴になってしまいますので時間もないわけであります。それから前回の時にもまたちょっと補足的で7月のときに書類が来たときに、それに対する、控訴するためにも期限があつてそれまでに控訴しなければならないという状況の中で対応させて頂いておりますので、その辺だけは理解して頂きたいと思っております。従って私共が一番最初に答弁させて頂いたとおり実質的な解説書やなんか出ている状況は当初申し上げましたように勤務数の不足の場合だけという見識をもっておられる先生がたくさん見えます。そうではない裏付けの客観的な根拠を示されておりませんので、私共としては先ほども言った国会答弁含め最終的にお願いしました地方公務員法の状況の中で伸ばすことによるその個人の受ける、まんま居るわけでありますから、6か月で切るかどうかという判断で今裁判等6か月経ったから1年延ばしてからの話ですから、これそういう状況ですので半年間で決めるという状況はそのどこを根拠にするのかという話なのでこのところを争わないといけないというふうに私は思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

佐々木議員。

2番(佐々木一也君)

はい、重ねての同じ質問になっちゃうかもしれないですけども、もちろん争点が6か月の期間延長というのは分かっているんですけども、この裁判の最後のところに、一番最後のところ被告に正式に採用されたものと認められるって書いてあるんですけども、これ裁判所は町のやってきた勤務実績評価だとか総合評価が良好だったという判断をしてのことなんですかね。誤って、争点は確かに6月のことになっているんですけども、一番最初の地方公務員法 22 条の最初の勤務良好だったというところが飛ばされているような気がして、新聞とかの報道をみても成績が優秀な人を切ったような捉え方をされてしまうので、何かこの確かに期間延長のところは田舎の役場の採用のこと考えるとその法律うんぬんではないところがあるようなところがあるのかなということが個人的には思っているんですが、そのところももちろん大切なんです、役場のやってきた職員の評価のところがなんか新聞の報道が良好のままになっていて少し引かかって、そこらへんというのは今後もし争っていくときに良好という判断はこの裁判所はしてるという感じするんですが大丈夫なのかという、ちょっと変な質問なんですけれどもお願いします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

判決書の7ページの下段の方見て頂ければと思うんですけども、原告の成績が不良であることを基礎づける事実等が記載されているのにとどまりとありますので、我々としては6か月経ったときも1年経ったときも良好とは判断しておりませんのでその辺よろしく願いいたします。

議長(加藤彰男君)

他によろしいでしょうか。はい、以上で質疑を打ち切ります。

続いて討論に入ります。

浅尾議員

3番(浅尾もと子君)

ただいま議題となっております議案第60号訴訟の提起についてですね質疑が不十分だということを申し上げたいと思います。この点ですね、町は類似も判例を把握していない、近隣の自治体の動向を把握していない、さらに町長がおっしゃるように解説書には勤務日数の不足を条件付き採用職員の期間の延長の理由にする見解が多いということを認めておられます。それが一般的な解釈だと認めているわけです。そしてさらに30年前の国会答弁をこの議会に提案されていますけれども、やはり類似の判例などを精査しわたしたち議員それぞれが専門家の意見を聞いた上で判断すべきことというふうに思いますのでこの動議ということで延会を求めたいと思います。

議長(加藤彰男君)

ただいま浅尾議員から動議の提出がありました。会議規則15条におきましては1人以上の賛成者が必要となっておりますので、先ほどの浅尾議員の延会の動議に対して賛同者の方は起立してください。

着席してください。賛成者がおりましたのでこの動議は取り上げます。

では議案第60号の議事について延会を求める発言と動議がありましたのでこの内容について採決を行います。会議の延会につきましては会議規則第23条において議事日程に記載した事件が終わらない場合でも議長が必要であると認めるとき又は議員から動議が提出された時は議長は討論を用いなくて、行わないで会議に諮って延長することが出来るとされています。また会議規則22条におきましては議事日程に記載した事件の議事に開くに至らなかったとき又はその議事が終わらなかったときは議長がさらにその日程を定めなければならないとされています。初めに先ほどの延会につきましては内容につきまして起立によって採決いたします。今動議がありました議案第60号の議事の延会につきまして賛成の方の起立を求めます。

はい、着席してください。

今出されました議案第 60 号の議事の延会につきまして賛成少数でした。

議事に戻ります。

以上で質疑を打ち切ります。続いて本案について討論に入ります。討論はございませんか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

日本共産党浅尾もと子でございます。議案第 60 号控訴の提起についてに反対の立場で討論いたします。まずこの議案は今年 11 月末に名古屋地方裁判所が下した判決に対して町が不服であるとして控訴することを議会に認めてほしいというものです。すなわち町は 2022 年 4 月に採用した職員つまり原告についてですね、条件付き採用期間を延長したのち 2023 年 3 月末で免職したということを裁判所が違法な処分であったということを認め町の免職処分を取り消す判決を下したということを不服として町が控訴することの是非を議会に問われているというわけです。私は主に 4 点の理由を挙げて反対したいと思います。まず議員として最もこの議案が許せないと感じている点です。1 つ目の理由は村上町政がこの裁判を隠蔽し議会を軽視してきたことでございます。町は本件訴訟について提訴から 1 年以上にわたって議会に報告することなく、また訴訟費用 55 万円について公用車運転業務委託料という他の予算項目からの流用によって支払うことで議会には全く知る手立てがありませんでした。町民は私たち議員が新聞報道で訴訟をはじめて知ったという態度に驚き議会はなにをやっているのだと怒りの声を私たち議会にも向けています。私が村上町政と町議会の運営について深刻な事態だと考えているのは、町が 11 月 27 日の判決を受けた翌日に予定されていた議会運営委員会においても訴訟の結果を報告せずさらに追加議案の予定はないと発言しながらその翌日には今回の議案を追加上程するために議案の内容も明かさずに議会運営委員会を招集させたことであります。私が驚いたのは昨日この議案が提案された議会運営委員会ですね、その場にいない村上町長が議長、議会運営委員長、常任委員長を副町長に呼び出させて私を含む他の委員を議場に残したまま別室で非公開の協議を行ったということです。これは議事運営について協議する議会運営委員会をないがしろにし、強いては町議会への首長の介入であると考え許すことはできないと申し上げたいと思います。今回の昨日の議運で示された追加資料は控訴の提起、議案の 1 枚だけでした。にも関わらず町は本日の本会議で控訴の議案を上程し採決することを求めました。1 年以上に渡って議会に隠し続けた裁判の控訴について議会に何の報告もなく訴状も判決文も示さずにきたものを 1 日で議決まですまそうとする町の態度に私は心から驚きました。私は議会運営委員会で資料の提出が、訴状ですとか判決文だとかそういったものの提出が担保されない以上は議案の上程は認められないと訴えましたが、多数決で本日の議会の上程が決まりました。すると町は昨日午後 5 時、追加資料として判決文と国会会議録をしま配付した。会議録は 200 ページ以上あるものです。町はこれを翌日までに議員に読んで賛否を決めろということなんでしょうか。さらに判決文は全 9 ページのうち 6 ページ目が欠落しており本日の本会議の当日に配られたと、これは許さない議会軽視だと申し上げたいと思います。

反対の理由の２つ目は町が控訴する上での法的根拠証拠や原告の訴えなどがわからず公正にこの裁判を評価することができないということです。町は今回の判決について法解釈だけで判断されたことが一番不服だと答弁しました。しかし法解釈の是非を争うのが裁判ではないのでしょうか。判決文にはですね争点に、つまり裁量権の逸脱又は乱用の有無について判断するまでもなく違法であるとの強い表現を裁判所が判決に記しているということを重く受け止めなければいけないと思います。町は争点２を議論する以前の段階で裁判に負けているのです。門前払いという印象を受けました。６ページの欠落は裁判官の判断が含まれております。こういったものをですね十分に私たち議会が議論しないでいいのかということを問われていると思います。名古屋地裁は町に対して基本的な要件の欠缺があり重大かつ明白な瑕疵があったというべきであり処分は無効であると言わざるを得ないとこのように厳しく書いているわけです。また町は裁判の争点となった東栄町職員の条件付き採用に関する規則を改正し規則第４条２項、抜粋しますと「任命権者は能力の実証が十分ではないと認められる場合その他特別な事情がある場合においては条件付き採用期間を１年に至るまで延長することができる」との文言を変更しこれを無くしております。変更後の第４条１項では「条件付き採用の期間開始後６月間において実際に勤務した日数が９０日に満たない場合を除いてはこの期間の延長の適応を受けない」とする内容に変更しています。町が規則の改正を行った時点で、失礼町が規則の改正を行ったのは原告職員を処分した日の翌日にあたります。私は町がですね処分の不当性を認識していたのではないかと想像します。そして町長は今日の議会の中でですね法の解説書などではこの期間の延長の要件を勤務日数の不足とする見解が多いというふうにおっしゃっています。一般的な法解釈がそのようになっているということ認めておられるわけであります。本日の質疑でも町はですね裁判所に厳しく指摘されている点、６か月の条件付き採用期間では能力の実証が十分ではないと認められる場合その他特別な事情がある場合に該当する事由があると言えないと言われているのに、確かに該当するんだということの確たる証拠を今日も示せませんでした。資料では２００ページ以上に及ぶ３０年前の国会答弁が示され、町はその国会の議論を基に町に幅広い裁量が認められるべきだと主張しておりますが、しかし国会の議論と裁判所の判例とどちらが優先されるのでしょうか。町は同様の事例で職員を処分してそして行政の側が勝訴したという判例を示せないのです。私が紹介したいのは熊本県宇城市の職員の免職取消訴訟についてです。裁判所の判断ではですね職員の異動等代替手段を取らなかったとして市の処分が取り消されました。被告である宇城市は地方裁判決でも市が控訴した高裁でも取消し判決を受けて、さらに今年５月最高裁へ訴えましたが上告を受理されなかったということになりました。町の今日の答弁ではですね原告の方が他の職位での勤務が可能であったかどうか、異動させたという事実がないということが分かりましたので、これはですね免職を回避する義務が果たされていないというふうに考えられてしまうのではないのでしょうか。今日の短い質疑を通して法的に全く素人である私にはですね町がその一般的に広く解釈されている法律の要件を壊してですね独自の主張を認めさせようとしているように思えるんです。町が自ら敗訴を受け止めることが出来ずいたずらに訴訟を継続しようとしているのではないか。そのような疑いを払拭できないのです。しかし町長は町

民の税金を使って控訴出来ますが、この訴訟に生活と将来の望みをかけているであろう若い原告にとって1日1日の解決の遅れがどれほどの苦痛を伴うものか想像が必要ではないでしょうか。3点目は町の控訴が職員や町民との信頼を損ない町内外に悪影響を及ぼすと考えからです。総務省の統計を調べますと令和4年度に全国の都道府県、市町村、事務組合等で勤務実績が良くない場合という区分で分限免職を受けた職員はわずか24件でありました。令和3年度には13件でありました。このうち期間を延長したのちに処分した事例となればさらに少ないのではないのでしょうか。これほどまでに稀な処分をこの東栄町が行ったことで町が社会的に注目を集めることになりました。そして本日の答弁では今回が初めてではないと、村上町政になってから10年も経たない間に新規採用された職員の方が9年間条件付き採用期間を延長され、また条件付き採用された職員の3人が免職という重大な処分を受けていたということがわかりました。全国で併せて24人しか免職されないというそういった処分をですね、この小さな東栄町が10年も満たない期間で3人も免職処分をしていたというのは私は率直に言って乱用が疑われるとそのような認識を持っております。そして町が今回判決を認めずにですね控訴したという場合には、町がこれまでやってきた分限免職は正しい、延長は正しい今後も行うとそのような宣言として全国の学生、公務員予備校に伝わってしまい東栄町に就職する上での大きな障害となるのではないかと考えます。そうしましたら勝ち負けに関わらず公務員試験の受験先に選ばれない、また内定辞退率が高まるなど今後の職員採用への悪影響が避けられないのではないのでしょうか。そして本日の議会初日、来年4月の新規採用の試験を実施した結果ですね一次試験の内定者がすべて内定を辞退しているとその深刻な事態をここで改めていくべきではないのでしょうか。最後の4点目です。村上町政で繰り返された違法、脱法的な処分隠されてきた懲戒処分を考慮すると町には法令を守る精神が不足しているのではないかと考えるからです。私がこの判決を読んだときにすぐに思い込んだのは村上町政を私が見てきて繰り返されてきた違法な処分、脱法的な処分、隠されてきた懲戒処分のことです。時間がありませんので簡単のみ紹介します。令和5年度とうえい保育園の園長の業務委託化全国でも例のない事態でありました。弁護士有志の方から違法な契約だと意見書が寄せられ町は今年度にそれを是正しております。しかし町の職場には他にも多くの方が個人請負として働いています。その方たちには各種の手当でありますとか残業代でありますとか有給休暇でありますとか、町の職員であれば当然に与えられる身分が与えられない自己責任の個人請負として働いているんです。そして2020年度愛知県人事委員会から町は職員の降格、減給処分について違法であると指摘され取り消し処分を受けていたということもありました。この時も補正予算ではその内容が全く分からないようにされていました。私は法令を守らないとそのようなことが本当に東栄町で起きていると思います。そのような東栄町だからこそ新たな処分に当たってはより慎重に判断すべきだと申し上げたいんです。最後に酒を飲んで運転した職員や盗撮行為で不起訴となった職員に対する懲戒処分を町が隠していたということも考えた時にですね、今回の判決を不服として控訴するという町の態度は私にはバランスを欠いているのではないかとそのように思えてならないんです。私は今こそ議会が議会にしかない力を発揮して行政の姿勢を正すことが求められていると思います。行政が控訴を望

んだとしても私たち議会にはそれをストップする力がございます。例えば 2022 年兵庫県三木市議会は中学生転落死訴訟の控訴議案を否決しました。今年 11 月先月は甲府市議会の市職員過労自殺訴訟に対する控訴議案を議会は否決しております。今回町が長年当たり前にやってきたということだと私は理解しました。この条件付き採用期間延長ということですね、ですけれどもそれが違法だと今回裁判所から判断されておるわけです。町長は議会を軽視することなく自らの不都合な議案であっても誠実に明らかにするということを議会から求めたいんです。私は本議案に反対すると共に議会の皆様が本議案に反対し否決することによって町の姿勢を正し信頼回復に向かっていきたい、そのように訴えまして反対討論といたします。

議長（加藤彰男君）

反対討論がありました賛成討論ありますか。

はい、岡田議員。

1 番（岡田浩二君）

議案第 60 号に賛成の立場で討論いたします。今回、試用期間延長後に職員免職、東栄町の処分は違法という記事が 11 月 27 日付に掲載され、私は中日新聞に掲載され議員はほとんど知らなかったということでもあります。判決では裁判長から町側からは 6 か月延長に当たって原告の総合判定を不良としたのみで能力の判定が 6 か月間では困難であった事実等は見当たらないと指摘、延長処分は重大かつ明白な瑕疵があったと言うべきで無効だと言わざるを得ない。ということでもあります。私の経験からもこの種のことは考えられることはございますが、職員新規採用後の対応としては慎重に取り扱いをしてきたつもりではございます。現在の新規採用者はこの三河山間部含めて東栄町環境だけではございません。設楽、豊根もね同じ環境でこの山間部は非常な人材難であります。来るもの拒まずと言いますが一部において質を疑うものはどこでも同じでございます。この様なことから 1 人辞められると業務の回らない状況の中では使用期間の延長はやむを得ず、あと半年の指導の中でどうかして一人前にしたい町の状況も垣間見ることができます。名古屋地裁では違法との判決でございます。大変重く受け止めるべきであります。しかし試用期間の延長のみをとるとこのようなことになると思いますが、試用期間の延長後の処分に理解しないわけではない。ただこれ以上審議を繰り返すと前職員のプライバシー情報、人権またはこのことに対応した職員の方々の人権プライバシーを追及するといったような、何か間違った審議になりかねないと思います。人事案件ということでここは執行部に私は任せたいなというふうに考えております。なお一言言われて頂きますと昨夕の資料配布は今の言葉で言う「ふてほど」であったのかなという思います。せめて付箋を貼るなど配慮がほしかったなと私自身は思っております。私も真剣に読まさせてもらった一人であります。私たち議会人も町民から付託されておりますのでしっかりと審議したい旨には変わりございません。当事者、それ以外に関わった職員のプライバシーや人権への配慮などを考えなければならないことを申し上げて私は賛成と致します。以上であります。

議長（加藤彰男君）

他に討論ございませんか。佐々木議員。

2 番(佐々木一也君)

2 番佐々木一也です。議案第 60 号について反対の立場で討論させていただきます。まず個人的にはですが条例や規則があるというのは町の規模だったり気候だったり風土、風習だったりそういう全国一律に出来ないものもあるということで、そういう諸条件をある程度考慮して柔軟にその町で対応できるようにするために、こういうものは法律ではなくて条例や規則にしておいたほうがいいかなというものが条例や規則にされていると思うので、いろんなものに町の判断が入ってくるということは当然にあることなのかとまず思います。今回争点になっているのは条件付き採用の延長の事ということは控訴する、しないに関わらず今後の町の職員の採用とかの運営に関わってくることであって、新聞等にも取り上げられていますのでこの判断というのは近隣の市町村にもですね、場合によっては影響を及ぼすようなことになってくると思うので、慎重にですね判断をしていく必要があると考えます。ですので控訴をする前にですね、こういう議会という場があるので町の意味として出す前にしっかりと議会と議論して詰めていって、控訴するしないというのを詰めていかないといけないと考えます。今回は時間がないということでこのようなことになっていると思うんですけども、普段ならこのような案件だったらおそらく常任委員会にかけてもっと論議を詰めているものだと思います。ですので時間がないと言いましてもまだ少しだけ時間があるので、やはり議会でですね議論を尽くして、要するに判断材料として町としてたくさんのものを持ってもらって、もちろん控訴するしないの判断はその時になるんですけども控訴するとなった時にも言い方が悪いですけども武器になるようなものをもって議論を終結するべきと思い、まだ論議が尽くされていないということで私は反対させていただきます。

議長（加藤彰男君）

はい、他に。

櫻井議員。

4 番(櫻井孝憲君)

議長 4 番。賛成の立場で話させていただきます。この争点のところでは能力の実証を得るために条件付き採用期間を延長することについて合理的な理由だということと思うんですけども、その判定のためにはさらに相当の期間が必要であったことを示す記載が見当たらないということが記載されているんですが、ここの執行部の方から提出されたものに関しては、やっぱりそのこれから裁判になって来るので全てはやっぱりこうした個人情報のある事もありますし出せないということもあると思います。そういったところはきちんと裁判のところできちんと提出して、きちんとしていってほしいなということがあります。先ほど

話させて頂いたとおり、やっぱりそこに向かっていく、今後各務原市の話に戻っちゃうんけれどもやっぱりそうしたその定義だとか着眼点だとかそういった評価項目を今後きちんとしていったって、曖昧なところだったかもしれないですけどもきちんと記載として残せられるような形にやっぱり今後考えていったってほしいなと思います。あとは期日の延会に関してですが、やはり裁判の期日が締めが決まっていることもありまして、昨日議運のところで見させて頂いてそれが長いのか短いのかの事よりも、それを中心になんとやってきましたので理解した自分はずもりですので賛成として立場として話させて頂きました。以上です。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上が討論がありました。先ほどの延会討議につきましては否決されましたので議案第60号につきましては討論の上否決ということで採決になってますのでよろしくをお願いします。

それでは本案について原案通り賛成する方の起立を求めます。

着席してください。起立者4名です。賛成多数です。

よって議案第60号は原案通り可決されました。

----- 報告7号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第13、報告7号「教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価について」を議題といたします。執行部の説明をもとめます。

教育課長。

教育課長（青山章君）

報告7号、教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価について報告します。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定により報告致します。内容は令和5年度の点検評価でございます。この報告書は第6次東栄町総合計画に挙げた政策目標ごとに達成状況と今後の課題を点検評価することによって翌年度以降の取組に生かすことを目的としており10月に開催した総合教育会議で承認されたものです。それでは主な実施状況と課題を抜粋して説明致します。5ページをご覧ください。施策評価シートをご覧ください。基本施策1、学校教育の項目です。1の1、一人一人に応じたきめ細やかな教育の推進です。小中連携教育を具体化するためにコミュニティスクール、いわゆる学校運営協議会設置について具体的な方策を協議し令和6年4月からスタートすることができました。小中学校に支援員を配置し特別に支援が必要な児童生徒に個々に対応することで活動への集中力を持続したり学習の理解を深めることができました。6ページをご覧ください。1の2、知徳

体が調和した教育の推進。計画した中学生海外派遣事業がコロナ感染症の影響で実施出来ず、国内での泊りを伴う語学研修とカナダの交流校とのオンライン交流で目的の達成を図りました。代替事業によって目的の一部が達成できました。渡航体験による成果には及ばないものの会話や交流の意欲を高め、技能の向上と達成感を感じさせることができました。今年度は5月に5年ぶりとなるカナダの海外派遣を実施させて頂きました。9ページをご覧ください。施策評価シート基本施策2、家庭地域による連携教育です。2の1、家庭教育への支援です。家庭での指導の指針となる具体的な目標について、学校、保育園、保護者、地域が共有することを目指し学校運営協議会の設置に向け計画策定ができました。また保護者会、学校保健委員会、個別懇談会等に加え、引き続きスクールカウンセラーを継続配置し保護者が必要に応じて相談を受けることができました。2の2、子どもの居場所づくりです。通学路交通安全対策連絡会を中心に安全に登下校できるように各機関に働きかけ、警察の巡視、注意喚起の看板設置等によって安全に登下校できました。11ページをご覧ください。施策評価シート基本施策3、生涯学習、生涯スポーツの項目です。まず3の1、生涯学習の充実です。17の講座で延べ77回運営することができました。述べ45名のボランティア指導者の方に活躍して頂いておりますが、高齢化への対応と新たな人材発掘が引き続き必要となっています。3の2、スポーツ活動の充実です。名古屋グランパス選手によるサッカー教室、ドラゴンズ選手による野球教室、三遠ネオフェニックス選手によるバスケットボール教室を開催しました。子供たちの技能や意欲を高めることができました。今後も多様な種目を経験できるような工夫をしていきたいと思っております。13ページをご覧ください。施策評価シート基本施策4、文化の保存と継承の項目です。4の1、伝統文化の継承です。感染症の対応や継承に向けての情報交換や共有の為に花祭り保存会長情報交換会を開催しました。県の補助金を有効活用し2つの地区の花祭りの道具や衣装の新調及び修繕ができました。こうした取り組みも各保存会における継承意欲の更なる向上につながるものと考えております。14ページをご覧ください。施策評価シート基本施策5、多様な学びの場の項目です。5の1、人権尊重の推進です。小中学校で人権学習を実施しました。日常的に児童生徒の観察と教職員間の情報共有を行い、いじめの早期発見、指導ができており他者への思いやりや差別の許さない意識、命を大切に作る心を育てることができました。15ページ以降は報告済の主要施策の成果報告書となります。主な点を抜粋して説明させていただきましたが、詳細につきましてはお手元の報告書とおりの点検評価でございまして。なおこの点検評価報告書は、この後町ホームページで公表いたしますのでよろしくお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

教育に関する事務の管理及び執行の点検及び評価についてお尋ねいたします。まずです

ね評価報告書の5ページの1の1、タブレット端末の利用についてですね、書かれております。全体的にタブレットの利用によって学習意欲が高まったと、発言に消極的な子供の考えを授業に反映できたとありますが、良かった反面6ページには家庭に持ち帰った際に不適切な使い方をする子供がおり指導の必要があるといった記載があります。その点で伺いたいと思います。オーストラリアの議会がSNSを通じて子どもが暴力的な動画などの有害コンテンツに接したりいじめの温床になるという懸念から、16歳未満の子供のSNS利用を禁止するという法案を可決したということには大きなニュースとなりました。また12月4日付の朝日新聞では「スマホが壊す私たちの脳」との記事でインターネットの長時間の利用によって脳の成長に悪影響が及ぶという識者の見解が掲載されております。良い点もあれば使い過ぎによってはやはり悪い点もあるのでないかなというふうに思います。町が、今回ですね不適切な使い方があったとしている事がどのような事だったか伺いたいと思います。子どもたちが学校用のタブレット、授業や帰宅後に日常的に使用することでインターネット依存症などの問題は出ていないか伺います。2つ目、学校では自宅でのタブレットの利用状況をどのように把握しているか、適正利用を促す上でどのような対応をしているか伺います。それから残り2点ございます。続いて9ページの2の1のところですね、スクールカウンセラーについて伺います。報告ではスクールカウンセラーを継続配置し保護者の相談に対応できるようにしたとあります。この記載について伺います。スクールカウンセラーの配置状況、例えば週に1日4時間など配置状況と待遇ですね、任期付きの方なのか正規なのか、また給与はどのようなになっているかお伺います。そして具体的な活動内容とその活動の実施件数効果を伺いたいと思います。最後の14ページはですね人権の尊重というところがございます。いじめにつながる児童生徒の行動の早期発見と指導ができたというふうになっております。小中学校におけるいじめおよび不登校の状況について件数と傾向、行った対策また改善したかどうかということ、個人情報の触れない範囲でお伺いしたいと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

教育課長。

教育課長（青山章君）

教育課長。まず1、最初のタブレットの関係でございます。1番の不適切な使い方につきましては、タブレットの持ち帰りによる破損、間違ったパスワードによる再インストールなどがあります。またインターネット依存症などの問題は日中学校で眠たそうにしている、言葉使いが荒いなどありますが、重大案件になる前に早期の相談活動に繋げております。続いて自宅での利用状況、適正利用等ですが、タブレットの家庭等の持ち帰りにつきましては保護者と教員と相談の上行っております。またパスワードの設定やタブレットの使い方の指導など普段から学校で対応しております。続いてスクールカウンセラーの件です。スクールカウンセラーにつきましては、県公立学校の派遣非常勤職員として1名派遣頂いております。任期は1年で時給制でございます。現在のスクールカウンセラーさんは

5年目になりまして、週に1回程度1日4時間から7時間来ていただいております。実績は5年度は185件です。子供や保護者との面談や教員の相談に乗る、授業の観察、授業での講話など専門的な立場から指導頂いております。いじめの早期発見や教員の悩み解決など大きな効果が出ておると認識しております。最後に人権尊重の関係です。令和5年度につきましても、東栄町いじめ防止基本方針に沿っていじめ問題対策協議会を2回開催し情報共有を図りました。小中学校でも方針、組織を作って対応しております。令和5年度のいじめ認知件数は小学校で38件、中学校で2件です。ひやかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるなど様々な理由がございますが、小学校ではアプリを利用して悩みなどの書き込みをチェックする、中学校では月に1回アンケートを取るなど早期発見早期対応に努めており今のところ大きな事案となる案件は近年ございません。また学校職員会議ではいじめの情報の共有をして教職員全体で対応することを定期的に協議して頂いております。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はいご答弁頂きました。いじめの件数ですねご答弁頂きましたけれども、大きな事案が近年ないということでしたので安心いたしました。追加的に2つ伺いたいんですけれども、まずスクールカウンセラーの配置状況ですね、5年目の職員の方が毎週1回4時間から7時間というご答弁だったと思いますが東栄町内で勤務されているということです。令和5年度に185件の活動をして保護者の面談教員の相談に乗ったりですね専門的な立場で指導していると言われました。また大きな効果が出ているともご答弁がありましたけれども、そのような専門的なスキルを持った方に対してですね1年任期の時給制という待遇はふさわしいものなののでしょうか。時給制でなければいけないというような決まりはないというふうに考えます。例えば北設3町村でお1人どなたかもう少ししっかりした任用するとかそのようなこと待遇改善ということ検討されていないか伺いたいと思います。もう1点不登校の状況についてはご答弁がなかったように思いますので、差し支えない範囲でお尋ねいたします。

議長（加藤彰男君）

教育課長。

教育課長（青山章君）

スクールカウンセラーにつきましてはなかなか人材の確保が、各単独では町村では難しいということで県の公立学校の方も派遣、非常勤職員ということでお願いしております。また北設でのスクールカウンセラーを雇うという協議はいまのところ行っておりません。

不登校につきましてはいろんな理由からありますが全体で4件と認識しております。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。3回目。

3番（浅尾もと子君）

不登校の件数が全体で4件ということですが、小中学校それぞれ伺います。その件数というのは近年と比べて増えているのか減っているのか、またその要因についても伺います。

議長（加藤彰男君）

教育課長。

教育課長（青山章君）

はい、教育課長。中学校で1件、小学校で3件と認識しております。全く学校の先生とアプローチ出来ない事はなく、それこそタブレットを使ったりだとか時々登校するという状況は聞いております。

議長（加藤彰男君）

教育長。

教育長（岡田守君）

スクールカウンセラーのことについて、5年になります。私が勤務しているころからずっと同じ方が来ています。これについては先ほど北設楽郡内というお話がありましたが、各町村に同じぐらいずつ配置されていますので、県から派遣されていますので年間何時間と決めてあってそれを割り振って原則週に1回という形で派遣して頂いておりますので経費等もすべて県でもっております。時間単価もとても高いです。それから不登校についてであります、要因等についてはやはりそれぞれ様々な要因が重なっているかなと思っております。それが分かればその子は学校に来れるので、逆にそれが分かれば解決するんですが、なかなかその探りはしても解決には至っていないというところかな、しかしながら、少しずつ保健室に登校できたりとか1日に2時間は教室に行けるとかそのような状況が出てきたりですとか、児童生徒理解という意味では先生方は本当に努力されているなということだと思います。また人材としても、コミュニティスクール担当の後藤ですが不登校の方の担当もしていただいておりますので、そんな形のところも少し解決に向けて行っているのかなというふうにこちらの方としても理解しております。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、他によろしいでしょうか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を打ち切り報告第7号を終わります。

----- 閉会 -----

以上を持ちまして本日の議事日程は全て議了致しました。

なお先ほどの議案第60号の質疑、討論の中にありました今後の中において議会の審議日程と議案テーマの連絡調整をですね、さらに議案関係の資料提供については意見がありましたので、これについては今後の中で議会運営委員会の中で話し合い、また改善というかその今後の方向を作っていくというふうな理解としたいと思いますがよろしいですか。

次回は会期日程に基づき12月9日月曜日午前10時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。